

群馬県指定文化財の指定および 群馬県登録文化財の登録について

令和6年8月1日（木）に、群馬県文化財保護審議会（会長 ^{とどころ たかし} 戸所 隆）が開催され、群馬県指定重要文化財1件及び史跡1件の新規指定、群馬県登録文化財4件の新規登録が答申されました。なお、群馬県登録文化財は、登録制度開始後、第1号の登録です。

※詳細は次頁以降を参照

- 1 答申（新規指定）が行われた群馬県指定重要文化財
重要文化財 ^{かんむりいなりじんじや} 冠 稻荷神社 3棟（新規指定）
- 2 答申（新規指定）が行われた群馬県指定史跡
史跡 ^{うしたはいじあと} 牛田麿寺跡 1件（新規指定）
- 3 答申（新規登録）が行われた群馬県登録文化財
 - 有形文化財（建造物） ^{よしきやうどしりやうかん} 吉井郷土資料館 1棟（新規登録）
 - 有形文化財（建造物） ^{きゆうみはらゆうびんきよくしや} 旧三原郵便局舎 1棟（新規登録）
 - 有形文化財（歴史資料） ^{じやうもう かんけいしりやう} 上毛かるた関係資料 354点（新規登録）
 - 有形文化財（歴史資料） ^{あいざわただひろかんけいしりやう} 相澤忠洋関係資料 5,601点（新規登録）

今回答申された文化財が指定及び登録された後の群馬県指定等文化財および群馬県登録文化財の件数は次のとおりです。

【群馬県指定等文化財】

種別	重要有形文化財	重要無形文化財	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	選定保存技術	選択無形民俗文化財	計
件数	221	0	7	21	90	2	98	1	1	441

【群馬県登録文化財】

種別	有形文化財	無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財	記念物	計
件数	4	0	0	0	0	4

群馬県指定重要文化財（建造物）の新指定について

- ① 冠稲荷神社 3 棟（本殿、拝殿、聖天宮）が群馬県指定重要文化財（建造物）に新規指定されます。
- ② 本殿は享保 7 年(1722)、拝殿は寛政 11 年(1799)、聖天宮は安政 4 年(1857)の建築です。
- ③ 棟札等から年代が明らかであり、彫刻による装飾の発展過程をよく示すほか、著名な彫物師が関与しています。

名 称・員 数	所在地の場所	所有者	指定基準
冠稲荷神社 3 棟 <small>かんむりいなりじんじゃ</small> 本殿 1 棟 拝殿 1 棟 聖天宮 1 棟 附 棟札 8 枚	太田市細谷町1-1 棟札 8 枚については 新田荘歴史資料館寄託	冠稲荷神社	(3) (4)

※指定基準 第 7 号（建造物の部） (3) 歴史的価値の高いもの
(4) 学術的価値の高いもの

(1) 概要

【本殿】 三間社流造

享保 7 年(1722)建築。明和 4 年(1767)に背面、文化 12 年(1815)に側面へ彫刻を追加。

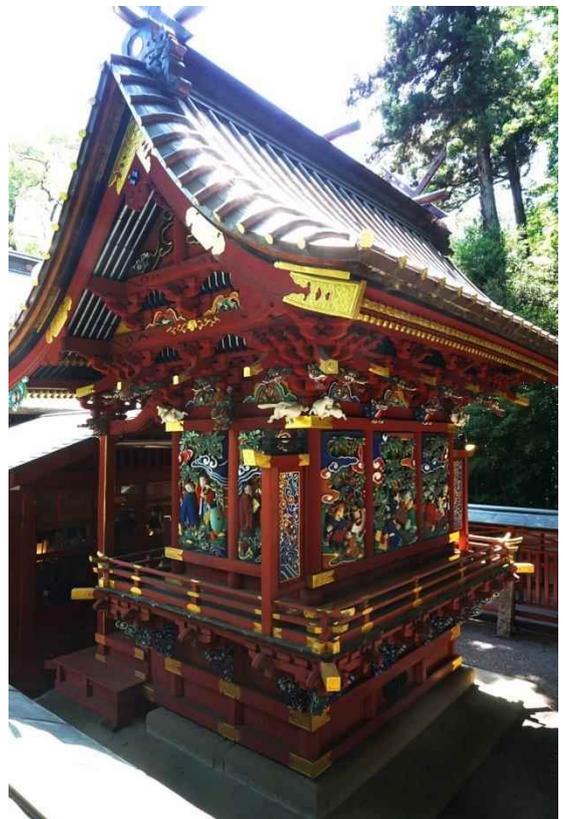
段階的に彫刻が追加され、その時代に流行する装飾を取り入れていったことを示している。

【拝殿】 桁行 3 間、梁間 3 間、入母屋造

寛政 11 年(1799)建築。権現造となる以前の、古い社殿様式を示す。

【聖天宮】 正面 3 間(背面 2 間)、側面 3 間、入母屋造・前後千鳥破風・正面軒唐破風付

安政 4 年(1857)建築。伝統的な定型にとらわれない建築様式。



本殿外観（写真提供（すべて）：群馬県）

群馬県指定史跡（寺社跡）の新指定について

- ① 牛田廃寺跡として指定されるのは、寺院を構成する遺構である、1棟の瓦葺建物跡、2カ所の整地土を含む1603㎡です。
- ② 牛田廃寺跡の創建は、8世紀第2四半期とされ、県内でも古い寺院跡の一つと考えられます。
- ③ この寺院跡からは、奈良時代以降、仏教文化が地域に定着していく社会の一端を知ることができます。

名称・員数	所在の場所	所有者	指定種別
うしたはいじあと 牛田廃寺跡・1件	藤岡市牛田字下モ田 2011	個人	史跡 (寺社跡)

※指定基準 第6 1 (3) 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

史跡の特徴

【年代】1号建物跡から出土した瓦（県内で最も古い山王廃寺の流れをくむ瓦）の年代から、牛田廃寺は8世紀第2四半期に創建された寺院と考えられます。この時期の県内の寺院は古い段階に位置づけられます。

【歴史的意義】8世紀前半は、7世紀まで続いた伝統的な古墳時代社会が、新たな思想である仏教の価値観によって地域社会を作り始めようとした時期です。この新旧の価値が錯綜する中で、群馬県の地域社会がどのように仏教を受け入れようとしたかを物語る一端が、牛田廃寺によって明らかになります。

(3) 写真



牛田廃寺跡全景、各遺構の配置



1号建物跡 瓦葺屋根の復元イメージ
(写真提供(すべて): 藤岡市)

群馬県登録文化財の新規登録について

別紙

- 有形文化財（建造物） よしいきょうどしりょうかん 吉井郷土資料館 1棟
- ・鉄筋コンクリート2階建、寄棟造、アスファルトシングル葺、建築面積 161.75 m²
 - ・昭和 47 年(1972)建築。
 - ・正倉院のような古代建築を彷彿とさせる外観。
 - ・現役の資料館建築としては、県内でも早い段階の建物。
- 登録基準 (1) 群馬県の歴史的景観に寄与しているもの

- 有形文化財（建造物） きゅうみはらゆうびんきょくしゃ 旧三原郵便局舎 1棟
- ・木造2階建、寄棟造、鉄板葺、建築面積 78 m²
 - ・明治後期の建築。
 - ・県内に現存するものとしては最古の単独の郵便局舎である。
 - ・和洋折衷の洋風建築。
 - ・時代に合わせた改築の様相が、郵便局の歴史変遷を現在に伝える。
- 登録基準 (1) 群馬県の歴史的景観に寄与しているもの

- 有形文化財（歴史資料） じょうもう 上毛かるた かんけいしりょう 関係資料 354点
- ・上毛かるたの誕生から現在までの歴史的経緯を示す資料群。
 - ・群馬県の戦後の社会復興と、その中で誕生した上毛かるたが今に伝わるまでの記録類がまとまっている。
 - ・現在使われている絵札の原画や競技県大会に関する資料が含まれている。
- 登録基準 (1) 群馬県の文化史的意義を有するもの

- 有形文化財（歴史資料） あいざわただひろかんけいしりょう 相澤忠洋関係資料 5,601点
- ・いわじゅくいせき 岩宿遺跡の発見者として著名な相澤忠洋氏が調査の過程で作成、収集した資料群。
 - ・実測図などの調査・研究資料や、相澤氏が使った発掘道具や自転車、研究者との手紙類などで構成される。
 - ・相澤氏の考古学研究を裏付ける資料群。
- 登録基準 (2) 学術的価値を有するもの

県登録有形文化財（建造物） 1

よしいきょうどしりょうかん

「吉井郷土資料館」

（高崎市吉井町吉井285-2 所有者：高崎市）



- ・鉄筋コンクリート 2 階建、寄棟造、建築面積161.75㎡
- ・昭和47年(1972)建築
- ・現役の資料館建築としては、県内でも早い段階の建物。



- ・古代建築を彷彿とさせる外観。



登録基準

- (1) 群馬県の歴史的景観に寄与しているもの

（写真提供（すべて）：高崎市）

県登録有形文化財（建造物） 2

きゅうみはらゆうびんきょくしゃ

「旧三原郵便局舎」

(嬭恋村大字三原字赤羽平743-2 所有者：個人)



- ・ 木造 2 階建、寄棟造、鉄板葺、建築面積78㎡
- ・ 明治後期の建築
- ・ 県内に現存するものとしては最古の単独の郵便局舎である。
- ・ 時代に合わせた改築の様相が、郵便局の歴史変遷を現在に伝える。



- ・ 和洋折衷の洋風建築。



登録基準

- (1) 群馬県の歴史的景観に寄与しているもの

(写真提供（すべて）：嬭恋村)

県登録有形文化財（歴史資料） 1

じょうもう かんけいしりょう
「上毛かるた関係資料」
 （群馬県（歴史博物館・文書館））

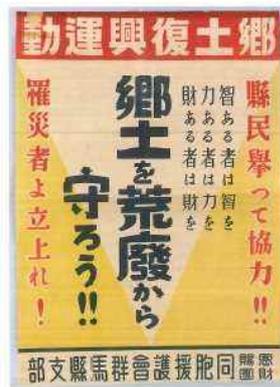
- ・上毛かるたの誕生から現在までの歴史的経緯を示す資料群（点数354点）。
- ・群馬県の戦後の社会復興と、その中で誕生した上毛かるたが今に伝わるまでの記録類がまとまっている。



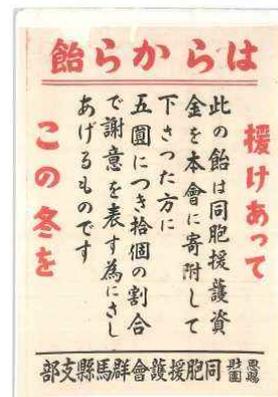
同志援護会事業一覧



引揚援護徹底運動ポスター



郷土復興運動ポスター



はらから餡ポスター

- ・現在使われている絵札の原画や競技県大会に関する資料が含まれている。



「上毛かるた」県競技大会 十年の歩み



優勝した小学校からの手紙



昭和43年、画家の小見辰男が絵札を書き直した際の「新版原画」



上毛かるた県大会ポスター（昭和24年）



上毛かるた県大会優勝旗 5～10回大会使用



上毛かるた県大会優勝旗 11～34回大会使用

登録基準

- (1) 群馬県の文化史的意義を有するもの
 （写真提供（すべて）：群馬県）

県登録有形文化財（歴史資料） 2

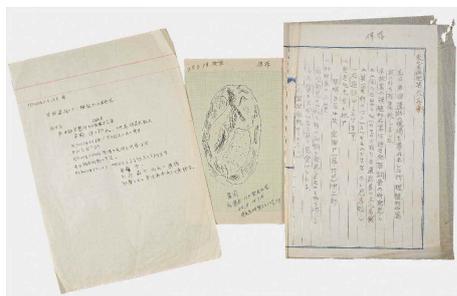
あいざわただひろかんけいしりょう

「相澤忠洋関係資料」

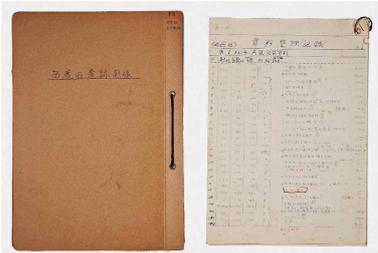
(みどり市（岩宿博物館）)



相澤忠洋さん



岩宿遺跡で石斧が発見された際のメモ、
実測図、報告文



西鹿田（中島）遺跡発掘調査関係書類

いわじゅくいせき

・岩宿遺跡の発見者として著名な相澤忠洋氏が調査の過程で作成、収集した5,601点に及ぶ資料群。

※考古資料39,370点は、令和6年3月15日に国登録有形文化財の登録について答申されています。



『「岩宿」の発見』の原稿・本

・実測図などの調査・研究資料や、相澤氏が使った発掘道具や自転車、研究者との手紙類などで構成される。

・相澤氏の考古学研究を裏付ける資料群。



発掘調査や研究で使った道具



愛用した自転車



写真保存用の箱とスライドファイル



考古学を学んだ書籍



発掘調査で使用したカメラ

登録基準

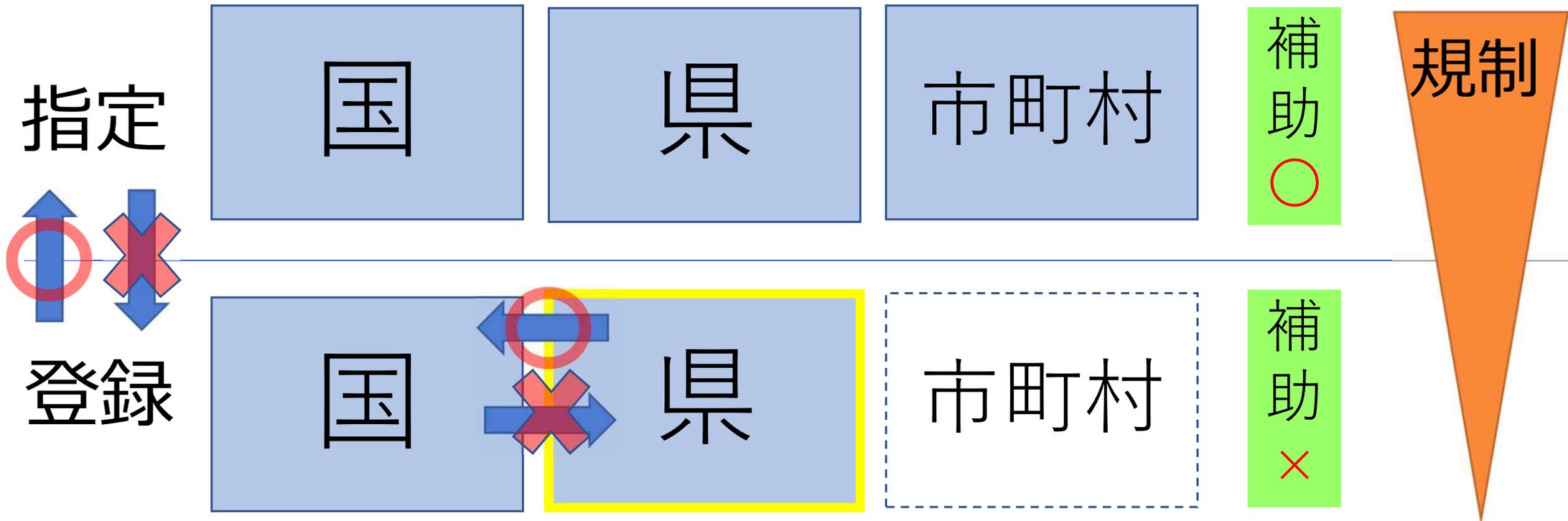
(2) 学術的価値を有するもの

(写真提供（すべて）：みどり市)

【参考】群馬県文化財登録制度について

- ・文化財保護の中心である指定制度を補い、より多くの文化財の保護を図る
- ・活用しつつ次の世代に継承するため、指定制度よりも緩やかな規制とし、所有者の意思を尊重しつつ自発的な保護を図る

○施行：令和6年4月1日～ ○対象：有形・無形・民俗文化財、記念物



令和 6 年度 群馬県指定文化財候補		指定種別	重要文化財(建造物)
名 称	冠稲荷神社 (かんむりいなりじんじゃ) 3 棟 (本殿 (ほんでん) 1 棟、拝殿 (はいでん) 1 棟、 聖天宮 (しょうてんぐう) 1 棟) 附 棟札 (むなふだ) 8 枚		
所在場所	太田市細谷町 1-1		
所有者	宗教法人 冠稲荷神社 (太田市細谷町 1)		
概 要			
1) 由来及び沿革			
<p>冠稲荷神社は太田市細谷町 1 に位置する。当神社は、平安時代の天治 2 年 (1125)、新田氏の始祖 新田義重の父、源義国の創建。承安 4 年 (1174)、源義経が藤原秀衡を頼り奥州への下向途中、当神社に参籠した際、冠の中に奉持してきた伏見稲荷大明神ほか 2 社の御分霊・神札を社に納めたという故事により、以後、冠稲荷大明神と呼ばれるようになったと伝える⁽¹⁾。別当寺院は教王寺 (高野山真言宗、群馬県太田市細谷町 1301) である。</p> <p>境内は広大で南北に長く四周を道路が囲み、出入口は東、南、西北の三方に設け、それぞれ道路に面して鳥居を立てる。南の鳥居から参道を北に進むと南面する本社社殿 (拝殿・幣殿の背面に本殿) に至る。社務所は本社社殿の東側に位置する。本社社殿参道手前の右側の階段を上ると西面して聖天宮、左側には東面して八坂社・諏訪社社殿 (南側、旧神楽殿) と巖島社社殿 (北側) が立つ。なお、本殿及び聖天宮は昭和 47 年 (1972) 9 月 26 日⁽²⁾に、拝殿は平成 2 年 (1990) 3 月 26 日に市重要文化財に指定されている。</p>			
2) 構造			
<p>以下、冠稲荷神社本殿・拝殿、聖天宮の建築解説を記す。なお、平面及び建物規模の寸法は『太田市指定重要文化財 冠稲荷神社本殿屋根保存修理工事報告書』(冠稲荷神社、令和 3 年 3 月、以下『屋根修理報告書』)、棟札の寸法は『群馬県近世寺社建築総合調査報告書』(群馬県教育委員会、令和 4 年 3 月 18 日)『屋根修理報告書』による。</p>			
◎本殿 1 棟			
建築年代	享保 7 年 (1722)		
構造形式	三間社流造、銅板瓦棒葺、正面千鳥破風付、 向拝 (一間、軒唐破風) 付		
規 模	身舎 桁行 2.720m、梁間 1.700m 向拝 見付 1.020m、奥行 1.385m		
<p>本社社殿は一体である拝殿・幣殿と背面に独立して立つ本殿からなる。本殿は三間社流造〔身舎は正面 3 間 (2.720m)、側面 2 間 (1.700m)〕、内部は手前 1 間通りを外陣、奥の 1 間通りを 3 室からなる内陣とする。天井は竿縁天井、床は拭板敷とする。屋根は銅板瓦棒葺とし、正面に千鳥破風、一間 (見付 1.020m、奥行 1.385m) の軒唐破風の向拝を付ける。大床を正面・側面の三方に廻らし、脇障子を付ける。正面向拝は木階 (きざはし) 7 級、浜床を設け浜縁を付ける。外回りの柱間装置は、正面 3 間を両開板唐戸、他を板壁⁽³⁾とする。</p> <p>身舎軸部の外部は石製亀腹の内側に接して置く柱下の単独の切石上に土台を廻し⁽⁴⁾、その上円柱を立て、床下を足元長押で固め、切目長押と内法長押を廻し⁽⁵⁾、柱頂部を頭貫で固める。組物は向拝を連三斗変形⁽⁶⁾、身舎を三手先 (尾垂木付)、軒支輪は</p>			

蛇腹支輪、中備は向拝・身舎ともに臺股とする。身舎の円柱と向拝の角柱は海老虹梁で繋ぐ。軒は地垂木、飛檐垂木、向拝を打越(うちこし)の地垂木、飛檐(ひえん)垂木の二軒繁垂木とする。妻飾は虹梁大瓶束・笈型・臺股等の複合式とする。

彫刻は虹梁・臺股・木鼻・手挟の他、組物・脇障子・外壁・腰持送り等にも施す。軸部・組物・浜床・浜縁・腰壁等は朱漆塗、彫刻部分は極彩色を施す。

当建物は建造年代に関わる資料として上棟の享保7年(1722)2枚、屋根葺の享保8年(1723)と寛暦4年⁽⁷⁾の2枚の棟札、享保7年(1722)の丸桁の墨書、外壁大羽目の嵌込み彫刻裏面の明和4年〔1767、背面(北面)〕と文化12年〔1815、右側面(東面)〕の墨書を残す。組物の尾垂木・脇障子・外壁・腰持送り等の彫刻を除く、虹梁・臺股等の建築様式、享保7・8年の棟札及び丸桁の墨書等から、当建物は享保7年(1722)の上棟、享保8年(1723)に竣工したとみてよい⁽⁸⁾。

外壁の嵌込み彫刻は裏面墨書から明らかのように、後補のもので建造当初からのものでない。左側面(西側)の墨書の有無について確認できていないが、右側面(東面)と同じ文化12年(1815)と推定する。組物の尾垂木、身舎や向拝の木鼻などの彫刻は後補の可能性も考えられる。外壁の嵌込み彫刻以外の彫刻のどの部分が当初なのか、後補なのかを明らかにすることは今後の課題である。今後の修理解体工事の成果を期待したい。

外壁の嵌込み彫刻の題材をみると、左側面(西側)が「虎溪三笑(こけいさんしょう)」、背面(北側)が「琴棋書画(きんきしょが)」、右側面(東側)が「商山四皓(しょうざんしこう)」である。なお、身舎の内法長押上部に見る狐・兎・牛等の白色に彩色された8つの彫刻は、建築部材に直接固定してあるのではなく、針金で吊って取り付けられている。取り付けの経緯・年代は不明であるが、壁面彫刻の取り付け時期よりかなり下ると考える。

令和2年4月8日～令和3年9月30日に屋根替えの銅板葺替え工事において銅板葺の下地は柿葺(こけらぶき)⁽⁹⁾であることが判明した。しかし、享保8年(1723)の棟札において檜皮大工がでてくることから、建造当初は檜皮葺(ひわだぶき)⁽¹⁰⁾でありその後柿葺に変わったと推定する。

当建物に携わった建築工匠を見ると、享保7年(1722)の棟札(主文が稻荷宮)に「大工 樋口次郎兵衛 同半左衛門」、本殿内丸桁(がぎょう)に「上州邑楽郡館林領佐貫庄 大工 次良兵衛・半左衛門・三良左衛門・作三衛門 木挽(こびき)⁽¹¹⁾傳吉」、及び小屋裏の尾垂木に「享保七年寅年上州古戸村⁽¹²⁾ 大工 内田源右衛門」が記されている。

享保の棟札の樋口次郎兵衛と桁の墨書の次良兵衛は同一人であり、棟札の表面の大工の樋口氏某は樋口次郎兵衛と半左衛門、小工⁽¹³⁾某の2名は重左衛門と儀右衛門である。また、享保8年(1773)の棟札には檜皮葺職人として頂立⁽¹⁴⁾の福田善兵衛の他、萩原清八・中野武兵衛・中野宋右衛門の3名を記す。

一方、背面(北面)の明和4年(1767)と、右側面(東面)の文化12年(1815)の外壁大羽目彫刻の裏面には次に示す彫物師を記す。

【背面(北面)】「上州花輪村 彫物屋 前原藤次良・小倉弥八・前原兵蔵・松嶋文蔵 明和四年亥五月」

前原藤次良(郎)と小倉弥八は石原吟八郎の門人、前原兵蔵と松嶋文蔵は前原藤次郎の門人で兵蔵は藤次郎の息子である。花輪村は現在のみどり市東町花輪である。

【側面(東面)】「上州花輪住 石原吟八藤原義武・男同吟八藤原明義 武州大里郡河原明戸村 門人 飯田仙之輔藤原義棟・小久保仙五郎藤原義長 文化十二年乙亥歳春三月」 「寄附 武州幡羅郡下奈良村 飯塚吉五郎芳昌」

石原吟八藤原義武は高松又八郎の門人で初代石原吟八郎、男同吟八藤原明義は二代石原吟八郎で初代の息子、飯田仙之輔(助)藤原義棟(花輪生まれ)は二代石原吟八郎の

門人である。河原明戸村は現熊谷市である。なお、飯田仙之輔藤原義棟は河原明戸村であるが、花輪村生まれである。なお、側面(西面)の彫刻は側面(西面)の同時期のもので同じ彫り物師と推定するが、側面(西面)裏面の墨書は確認されていない。

当建物に見る特徴的な建築様式は、軒の蛇腹支輪、ほぼ水平に架け反りが少なく、比較的良好よく巻き込んだ渦と簡素な若葉の唐草絵様を施す海老虹梁、臺股の中備、妻飾の大瓶束笈形付などの18世紀前期の細部様式にある。しかし、身舎の組物間に巻斗を2段に連続配置、向拝の組物が柱筋から左右に皿斗付巻斗を2つ置く連三斗変形・水引虹梁の波模様の唐草絵様・菖蒲桁を支える組物背面の2つの拳鼻、背面に縁(大床)を廻らすなどの様式は、当時まだあまり普及していないものであり注目したい。一方、彫刻の多用も特記すべきことだが、これは当初からのものでなく後補のものである。群馬県内では、18世紀末期～19世紀初頭以後の神社本殿建築に見る壁面彫刻の多くは建造当初のものであるが、それ以前のものには後から付加した後補のものも多く、当社はその一例である。

【修理履歴・文化財指定等】

外壁大羽目彫刻を明和4年(1767)に背面(北面)、文化12年(1815)に側面(東西面)へ嵌め込む。その他の彫刻については、当初でなく後補のものが多いと推察するが、それら個々の時期については今後の調査研究を待ちたい。

昭和35年(1960)に柿葺を銅板葺に葺替え、平成2年(1990)度に外部塗装の塗替え、土台・浜縁・拳鼻等の改修、平成8年(1996)に本瓦型銅板葺、平成23年(2011)に内陣宮殿改修、平成24年(2012)に彫刻塗装・金物工事、平成25年(2013)に彩色工事、平成26～27年(2014～15)に極彩色修復工事・金具修復工事、令和2年4月8日～令和3年9月30日に屋根替えをして現在に至る。なお、平成年間の修理工事に関しては、工事報告書が作成されていないため、現時点において工事内容の詳細は不明である。

本殿は聖天宮とともに昭和47年(1972)9月26日に市重要文化財に指定されている。なお、太田市合併後の再指定は平成17年(2005)3月28日である。

◎拝殿1棟

建築年代	寛政11年(1799)
構造形式	桁行3間、梁間3間、入母屋造、銅板平板葺、正面千鳥破風付、向拝(一間、軒唐破風)付
規模	身舎 桁行10.180m、梁間7.692m 向拝 見付4.545m、奥行3.330m

桁行3間(約10.180m)、梁間3間(約7.692m)、屋根は入母屋造銅板平板葺とし、正面に千鳥破風、一間(見付4.545m、奥行3.330m)の軒唐破風の向拝を付ける。正面・側面の三方に縁を廻らす。脇障子は付けていない。現在の銅板平板葺は、大正15年(1926)に茅葺から銅板葺とし、それを平成2年(1990)に葺替えたものである。内部平面を見ると手前の1間通りと、奥の2間通りの2空間からなり、背面中央間が幣殿と接続する。外回りの柱間装置は、現在、背面両脇間を板戸、その他はガラス戸とし、正面中央間のみその外側に中折れガラス戸を付ける。

なお、2空間の境に立つ2本の中柱に残る痕跡、明治29年(1896)の『新田郡古寺古社調』の添付図面⁽¹⁵⁾より、建造当初は前の1間通りを吹き抜けの拝所としていたことが分かる。その図によると奥の2間通りの外回りの柱間装置は、正面を腰高格子戸、側面を舞良戸とする。

軸部は自然石上に土台を廻し角柱を立て、正面と背面中央間は虹梁・頭貫、側面と背面脇間は切目長押・内法長押で固める。組物は身舎・向拝とも平三斗・出三斗とするが、もと吹き抜け部と屋内の境のみ出組とし、天井支輪は彫刻板支輪とする。外部の

軒支輪は無し。中備は、身舎は無し、向背は彫刻嵌め込みとする。身舎の角柱と向拝の角柱は海老虹梁で繋ぐ。軒は地垂木、飛檐垂木、向拝を打越の地垂木、飛檐垂木の二軒繁垂木とする。大棟の妻飾は虹梁大瓶束笈形・藁股・組み物の併用とする。床はすべて畳敷、天井は前の空間を格天井とし格間に彩色画を施し、奥の空間も前の空間と同様にするが、中央部は鏡天井とし新田朝臣道純⁽¹⁶⁾による龍の墨絵が描かれている。道純は岩松道純〔寛政9年(1797)～嘉永7年(1854)〕であり、猫絵で知られる岩松氏の当主である。

彫刻は虹梁・藁股・木鼻・手挟の他、内部欄間・天井支輪等に見られる。虹梁に見る唐草絵様は本殿のものより装飾化が進み時代が下ると考える。軸部・壁面は内外部共に朱漆塗とし組物・彫刻部に極彩色を施す。

当建物は建造年代に関わる資料として寛政11年(1799)11月上棟、寛政11年12月10日屋根葺の2枚の棟札を残す。虹梁の唐草絵様、手前1間通りを吹き抜けとする建築様式から、当建物は寛政11年(1799)に上棟し竣工したとみてよい⁽¹⁷⁾。

当建物に携わった建築工匠を見ると、寛政11年(1799)の上棟の棟札に「上州山田郡沖之郷大工棟梁 中村兵部大夫喜道 武州幡羅郡小寫村 田中治助幸長・金谷幸右衛門重宣 寛政十一星宿己未歳十一月摩訶吉辰」、寛政11年(1799)12月の屋根の棟札に「奥州会津屋祢葺師 棟梁大竹佐七 渡邊宗□・同久八 門弟□□」が記されている。

当建物に見る特徴的な建築様式は、建造当初から本殿・幣殿・拝殿が一体となった権現造でなく、建造年代が異なる幣殿とともに本殿から独立して立つ形式を採ること、建造当初は手前一間通りを吹き抜けの拝所とするが、時代が降りその部分を室内に取り組みでおり平面変化がわかること、及び当時多くで用いられ始めた海老虹梁や水引虹梁に籠彫りの持ち送り、虹梁の唐草絵様は渦と若葉でなく外側を波模様、内側を渦若葉、向拝の中備として藁股を置く部分を彫刻嵌め込み、側面から正面を向く向拝の獅子鼻などを施していること、などに見られる。

【修理履歴・文化財指定等】

現在の銅板平板葺は、大正15年(1926)に茅葺から銅板葺とし、それを平成2年(1990)に葺替えたものである。また、現在見る彩色も平成2年(1990)に岸野美術漆工業㈱が塗り替えたものである。

なお、手前1間通りの吹き抜け部を室内に取り込み奥の2間通りと一体化した改修工事の時期は、『新田郡古寺古社調』が行われた明治29年(1896)以後である。

拝殿は平成2年(1990)3月26日に市重要文化財に指定されている。なお、太田市合併後の再指定は平成17年(2005)3月28日である。

◎聖天宮1棟

建築年代	安政4年(1857)
構造形式	正面3間(背面2間)、側面3間、 入母屋造・前後千鳥破風・正面軒唐破風付、棧瓦葺
規模	正面2.890m、側面3.880m

正面3間(背面2間)約2.890m、側面3間(約3.880m)、入母屋造・前後千鳥破風(棟高は主棟と同じ)・正面軒唐破風付⁽¹⁸⁾、棧瓦葺とする。縁を三方に廻らし脇障子を置く。内部は畳敷の一室空間とし、最奥部に壇を設けて神像を安置する。床は畳敷、天井は格天井とし格間に彩色画を施し、中央部の鏡天井には龍の丸彫と瑞雲の円形の彫刻を取り付ける。外回りの柱間装置は、正面中央間を両開腰高格子戸、左右側面の手前1間を舞良戸(3本溝で内側1本は障子)、その他を板壁とする。

軸部は自然石上に土台を廻し角柱を立て、正面中央間は縁長押、虹梁、頭貫、台輪、その他は切目長押、内法長押、頭貫、台輪で固める。組物は外部内部共に出組、中備

部には彫刻を嵌め込む。軒は地垂木、飛檐垂木の二軒繁垂木とする。妻飾は二重虹梁大瓶束笈形付とする。

彫刻は虹梁・木鼻・支輪・正面扉脇の壁面・脇障子・頭貫上の琵琶板に施す。加えて中備を置く部分には内外部とも彫刻を嵌め込む。柱・縁・建具は朱漆、正面虹梁は黒漆塗とし、彫刻部分(脇障子を除く)・頭貫・台輪に極彩色、天井の龍には漆箔⁽¹⁹⁾を施す。壁は内外部とも白漆喰塗とする。彫刻・彩色による装飾化がかなり進んでいる。

当建物は安政4年(1857)の2枚の棟札を残す⁽²⁰⁾。かなり装飾化が進んだ細部様式から建造年代は棟札通り安政4年(1857)で新築とみてよい。当建物に携わった建築工匠を見ると、安政4年(1854)の2枚の棟札のうち主文が「奉謹請 天思兼命」の棟札に「棟梁 弥勒寺河内藤原照房 彫工 弥勒寺音八・諸貫万五郎⁽²¹⁾ 杣取⁽²²⁾ 為三蔵 安政四年丁巳年十月十日」とある。

当建物に見る特徴的な建築様式は、前後千鳥破風の棟は主棟と同じ高さとする入母屋造の屋根、天井中央部の龍の丸彫、琵琶板全面に彫刻を嵌め込みなどの彫刻の多用、中備に古風な蓑束(みのづか)を施すなど、江戸末期に見る伝統的な定型に捉われない様式である。

【修理履歴・文化財指定等】

修理履歴については不明である。本殿とともに昭和47年(1972)9月26日に市重要文化財に指定されている。なお、太田市合併後の再指定は平成17年(2005)3月28日である。

○(附)棟札8枚

- ・棟札1 本殿
享保7年(1722)12月15日 主文「稻荷宮」
総高493mm、肩高485mm、上幅150mm、下幅150mm、厚6mm
- ・棟札2 本殿
享保7年(1722)12月15日 主文「梵字のキリクを中心とした五尊の種字」
総高497mm、肩高483mm、上幅150mm、下幅147mm、厚6mm
- ・棟札3 本殿
享保8年(1723)2月吉日 主文「奉葺檜波(皮カ)大工藤原家次」
総高535mm、肩高515mm、上幅232mm、下幅105mm、厚5~18mm
- ・棟札4 本殿と推定
寛曆4年11月吉日 主文「奉葺檜波(皮カ)大工藤原家次」
総高533mm、肩高520mm、上幅102mm、下幅103mm、厚5~8mm
※寛曆4年は宝曆4年(1754)と推定(注5参照)
- ・棟札5 拝殿
寛政11年(1799)11月摩訶吉辰(吉日) 主文「バン 為令法久住利益人天」
総高765mm、肩高755mm、上幅134mm、下幅120mm、厚4mm
- ・棟札6 拝殿
寛政11年(1799)12月10日 主文「当社拝殿 再建立一字」
総高454mm、肩高431mm、上幅140mm、下幅122mm、厚4mm
- ・棟札7 聖天宮。
安政4年(1857)10月10日 主文「ギャクギャク 奉再建聖天堂一字」
総高780mm、肩高758mm、上幅211mm、下幅209mm、厚6mm
- ・棟札8 聖天宮 ※寸法は棟札8と同じ
安政4年(1857)10月10日 主文「奉謹請 天思兼命」
総高780mm、肩高758mm、上幅211mm、下幅209mm、厚6mm

注

(1) 由緒として当社が提唱する日本七社の一つがある。これは伏見稻荷大社(京都府京都市伏見区伏見)、豊川(愛知県豊川市豊川町)、冠稻荷神社(群馬県太田市細谷町)、信太森葛葉稻荷神社(大阪府和泉市葛の葉町)、

王子稲荷神社(東京都北区岸町)、妻恋神社(東京都文京区湯島)、一瓶塚稲荷神社(栃木県佐野市田沼町)の七つの神社である。

- (2) 太田市合併後の再指定は平成 17 年(2005)3 月 28 日。
- (3) 側面と背面に彫刻を嵌め込む。しかし、これは後述するが後補のもの。
- (4) 現在土台と亀腹の間に少しの隙間が見えるが、これは改修によるもの。これは換気をして土台の腐朽を防ぐために土台下に薄板を置いてできたものである。当初は隙間がなくあたかも亀腹上に土台を置くように見える外観を呈していた。
- (5) 足元長押は地長押(地覆長押)より上方にある長押を指す。足元は土台から 1 階根太迄の構造体の総称のこと。腰長押という用語もあるがこれは窓下にある長押を指す。切目長押は縁に接する長押、内法長押は出入口や窓上の長押を指す。縁長押という用語あるがこれは縁に面した内法長押の高さに位置する長押を指す。
- (6) 柱頂部の皿斗付大斗とその両脇の皿斗付巻斗で支える肘木上に、皿斗付巻斗を柱筋から左右に 2 つずつ置き、桁を受ける実肘木を支える。村田敬一はこの種の組物を定型の連三斗の変形と考え、「連三斗変形」と称している。
- (7) 寛曆という年号はない。檜皮葺の耐用年数はおおよそ 30~40 年程度であることから、壬(みずのえ)に注目すると、天保 3 年(壬申、1832)と天保 13 年(壬寅、1842)となるが、いずれも 4 年ではない。一方、寛は寶(又は寶)の間違い、そして壬も間違いであるとするれば寛曆 4 年は宝曆 4 年(甲戌、1754)となる。宝曆 4 年は本殿の建造後 32 年、この建物の屋根形状を考えると 32 年で葺き替えたとみることが妥当であること、及び享保 8 年(1723)2 月吉日の屋根の棟札の形式と書体が酷似していることから、この棟札は本殿の葺き替えのものとして推察する。なお、この棟札は建築工匠として「檜皮大工藤原家次 萩原広右衛門・同嘉兵衛・同八之助・佐九兵衛・菊松」を記している。
- (8) 明治 29 年(1896)の『新田郡古寺古社調』(知事官房社寺部)では元禄 3 年(1690)とするが、その根拠を示していない。なお、歴史的建造物の建造に係る年代としては、新始め、上棟、遷座式などがあるが、上棟時とするのが一般的である。
- (9) 厚さ 1 分(3 mm)、幅 2~4 寸(61~121 mm)、長さ 0.7~1.3 尺(21~39 cm)さの柿板を竹釘を用いて葺いたものであり、「とんとん葺」ともいう。葺足は 1.5~3 寸(4.5~9.1 cm)を標準とする。材料としては木目の通った耐水性がある榎・杉・栗などを用いる。
- (10) 檜の皮で葺いた屋根を指す。檜皮の寸法は厚さ 0.5~0.6 分(1.5~1.8 mm)、幅は 3~5 寸(91~152 mm)、長さは地域により異なり 2~3.5 尺(61~106 cm)などであるが、現在は 2.5 尺(76 cm)程度が多い。葺足は 4 分(12 cm)を標準とする。
- (11) 斧による伐木・鋸による切断(玉切り)・大鋸(おが)や前挽鋸(まえびきのこ)による板挽き(板山)などの作業の総称、及びそれらを行う職人を指す。
- (12) 現在の太田市古戸町。
- (13) 大工の下に属し大工を補佐する職人で少工とも書く。
- (14) 小此木輝之(大正大学名誉教授)は「いただきちち」で職人頭と推定している(『太田市重要文化財 冠稲荷神社本殿屋根保存修理工事報告書』冠稲荷神社、令和 3 年 3 月)。この役職名は県内の棟札においてほとんど目にしないものである。
- (15) 「本社ノ図」「本社及幣殿拝殿側面ノ図」による。
- (16) 道純は岩松道純〔寛政 9 年(1797)~嘉永 7 年(1854)〕であり、猫絵で知られる岩松氏の当主である。
- (17) 寛政 11 年の屋根葺の棟札に再建とあり、同年の上棟棟札が別途存在するので、建替と考えられる。一方、明治 29 年(1896)の『新田郡古寺古社調』では拝殿について「……延享三年四月二日再築別當教王寺住職龍代屋根葺破風桁梁等彫刻アリ且合天井ニ極彩色」と記し、根拠を示していないが延享 3 年(1746)の建造とするが、この建物は現拝殿の前身建物と判断する。
- (18) 前後千鳥破風の棟は主棟と同じ高さとする。桑原稔はこの造りを『冠稲荷の建築』〔上毛歴史建築研究所、平成 3 年(1991)10 月〕で「四方入母屋造」とするが、これは造語で建築用語としては定着していないことから、補足説明を加え入母屋造とした。なお、当建物と同様な形式を持つ榛名神社双龍門の国重文指定をみると、「入母屋造、前後千鳥破風、四面軒唐破風付」としている。
- (19) 表面を金色に仕上げるための技法。表面に漆を塗り、その上に金箔を押す。
- (20) 当建物の呼称は、棟札主文によると「聖天堂」とするが、当神社では現在「聖天宮」としていること、また市重文指定においても「聖天宮」としていることから、それに倣った。「聖天宮」は明治期の廃仏毀釈以後の呼称と推察する。
- (21) 大工棟梁の弥勒寺河内藤原照房は弥勒寺音次郎であり、彫物師の弥勒寺音八の父である。共に境町下湊名(現伊勢崎市境下湊名)に居住。弥勒寺音八の師匠は飯田仙之輔(助)の門人である岸大蔵亦八藤原義福(藪塚の山之神村、初代岸亦八で「彫り亦」と呼ばれる)である。諸貫万五郎は武蔵野国埼玉郡埼玉村(現

行田市)に居住、弥勒寺音八とともに笠間稲荷神社本殿〔国重文、万延元年(1860)〕、笠間市笠間〕の外壁彫刻を手掛けた。また、伊勢崎市平塚の赤城神社本殿〔市重文、嘉永6年(1853)〕は弥勒寺音次郎・音八の父子によるとされている。

(22) 杣取は伐採した木を木場に運び、厘木(枕木)にかけて杣人が斧をもって材木にすること。

3) 指定理由

① 別当寺である教王寺との関わりを示す歴史資料『教王寺血脈譜』を残す

「冠稲荷神社神宝社頭古絵図」には別当寺であった教王寺が描かれている。教王寺は貴重な『教王寺血脈譜』を残し、そこには本殿・拝殿・聖天宮等の棟札に見る住職名が記されている。また、教王寺は本殿の棟札に記された種子五尊と尊像と推定する仏像も残しており、これらが相まって建物の建造の経緯、建造において別当寺が果たしていた役割を知ることができる。当神社の建築群は神社と別当寺との関わり方を示す歴史的価値を有する。

② 3棟はみな棟札を残し、建造年代が明らかで東毛地区における他の寺社建築の年代判定の指標となる

本殿は享保7年(1722)、拝殿は寛政11年(1799)、聖天宮は安政4年(1857)の棟札を残し、それぞれ建造年代と関わった建築工匠が明らかである。本殿(建造当初)は装飾化があまり進んでいない江戸中期、拝殿は彫刻を多用し装飾化が進んだ江戸後期、聖天宮の定型に捉われない江戸末期の建築様式を呈し、これらの建物は東毛地区における寺社建築の年代判定の指標となり貴重である。

③ 本殿は彫刻による装飾の発展過程が分り、その彫刻は当時の社会観を示す

本殿の側面・背面に嵌め込まれた彫刻は享保7年(1722)の建造当初のものでなく、明和4年(1767)と文化12年(1815)に後から嵌め込まれたものである。本県の神社建築本殿の装飾化をみると、軒下から腰へと時代が下るとともに彫刻を施す範囲が拡大する。当建物は古い建物であっても、時代が降るとその時代に流行する装飾を取り入れることを示している。また、外壁の嵌込み彫刻の題材は学問・芸術に熱中する様の「虎溪三笑」、文人必須の教養や風流事を示す「琴棋書画」、乱世を避け隠遁した老人を表現した「商山四皓」である。これらは画題としてよく用いられたもので、人生の変わらぬ真理、人生の指針を意味している。本殿は彫刻による装飾の発展過程や神社建築に求められていた当時の建築意匠が分かる。大羽目の彫刻題材は当時の社会において理想とされた道徳観を示している。

④ 拝殿、幣殿、本殿の有様が神社社殿の発展過程を示す

拝殿は本殿と一体でなく幣殿とともに別棟で建てられており、江戸後期以降によく見る本殿・幣殿・拝殿が一体となった権現造になる以前の古い形式をとる。また、拝殿は手前一間通りを現在室内とするが、建造当初は吹抜けであり、当時における神社の参拝形式とその後の変遷を物語る。

⑤ 本殿大羽目と聖天宮の彫刻は群馬県でよく知られた彫物師によるものである

本殿大羽目は群馬県を代表する彫物師の居住地である花輪(みどり市東町花輪)の彫物師が手掛けている。背面が前原藤次良・小倉弥八・前原兵蔵・松嶋文蔵、側面が石原吟八藤原義武・石原吟八藤原明義である。聖天宮は上湊名(伊勢崎市境上湊名)の弥勒寺音八であり、音八は諸貫万五郎とともに笠間稲荷神社本殿も手掛けている。なお、大工棟梁の弥勒寺河内藤原照房(弥勒寺音次郎)は音八の父である。本殿と聖天宮の彫刻は本県の彫刻による装飾建築を語る上に欠かせない建物である。

⑥ 冠稲荷神社は初詣・七五三等をはじめとして広く信仰を集め、本殿・拝殿・聖天宮等の歴史的建造物と社は地域のランドマークとして親しまれている

当神社の歴史は古く源義国の創建とされ、拝殿の天井絵は岩松家当主である道純が描いている。本殿壁面大羽目の彫刻は武州幡羅郡下奈良邨(現熊谷市下奈良)の飯塚氏が寄進したものである。冠稲荷神社は現在もこの地域に止まらず広く信仰を集め、縁結び・子宝・安産・子育て・健康長寿の神社として親しまれており、この地域のランドマークになっている。

[指定基準]

群馬県指定重要文化財の指定基準第7号の(3)(4)に該当する。

第1 群馬県指定重要文化財の指定基準

7 建造物の部

- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの

4) その他

以下、参考までに境内の他の建物の概要について記す。

◎幣殿・準備室(旧御供所)

幣殿は拝殿の背面中央間に接続して立つ。両下造(切妻造)・銅板葺、規模は正面3間(約5.5m)、側面2間半(約4.6m)であり、明治8年(1875)の『社寺便覧表』の「御饌殿」である。幣殿の建造年代は直接資料が無く、また建築様式の編年指標を欠くが、舟肘木の唐草絵様から拝殿より下ると推定する。

一方、幣殿左手に接続して建ち拝殿の下屋である準備室は、片流れの銅板葺で規模は正面9尺(約2.7m)、側面9尺(約2.7m)である。この部分は現在準備室とするが、『明治29年古寺古社調』では御供所(ごくうしょ)と記している。このことから、建造年代は明治29年以前であることは分かるが、どこまで遡るかは不明である。なお、御供所は供物を調える所で神厨ともいう。

◎八坂社・諏訪社社殿(旧神楽殿)

規模は正面6間(約10.9m)、側面4間(約7.3m)とし、屋根は寄棟造のトタン葺とする。現在、正面向かって右側に八坂社(左側の2基の神輿とともに)、左側に諏訪社を安置する。しかし、当建物は旧神楽殿であり、現在の平面からそのことを窺うことができる。手前約2.7mを舞台(正面側は開放)、その奥の中央部分約7.3m(奥行1.8m)を舞台床より65cm高くしている。背面の約2.7mは土間とする。当建物は改修部分もみられるが、建造当初の原形を保っているといえよう。

建造年代は『明治29年の古寺古社調』によると天保5年(1834)2月の改築とするが、現時点ではそれを裏付ける資料を見出せない。当建物は明治8年(1875)の『社寺便覧表』(社寺部)において既に記載されていることから江戸時代に遡る建物とみてよいであろう。神社系の農村歌舞伎舞台の構造形式を備えており貴重である。

◎巖島社社殿

規模は正面3間(約5.5m)、側面3間(約5.5m)、背面(0.9m)張り出しとし向拝を付ける(写真5-2-39~42)。屋根は入母屋造の銅板葺とする。内部は一室空間であり、張り出し部の中央部1.8m(1間)を檀とし厨子を安置する。建造当初の原形は保ち一部に建造当初の部材を残すが、多くの部分で材料は取り替えられている。

当建物の建造年代について明治29年(1896)の『新田郡古寺古社調』(知事官房社寺部)では記していないが、明治12年(1879)の『上野国新田郡 神社明細帳 乾』(群馬県)に本社へ合祀したとある。向拝の虹梁(水引虹梁・海老虹梁)・内部の背面中央間の虹梁、臺股等は当初のものであり、これらに見る建築の細部様式は18世紀前半頃のものと考えられる。

本所見は群馬県文化財保護審議会 建造物専門部会長の村田敬一が作成し、建造物専門部会での調査・協議により修正・加筆を行った。



本殿 側面（南東から）



本殿 側面（北東から）



本殿 側面胴羽目彫刻・組物（東から）



本殿 側面胴羽目彫刻・組物（西から）



本殿 正面扉（南から）



本殿 正面装飾（南から）



本殿 妻飾



本殿 背面桐羽目彫刻



本殿 全景（南東から）



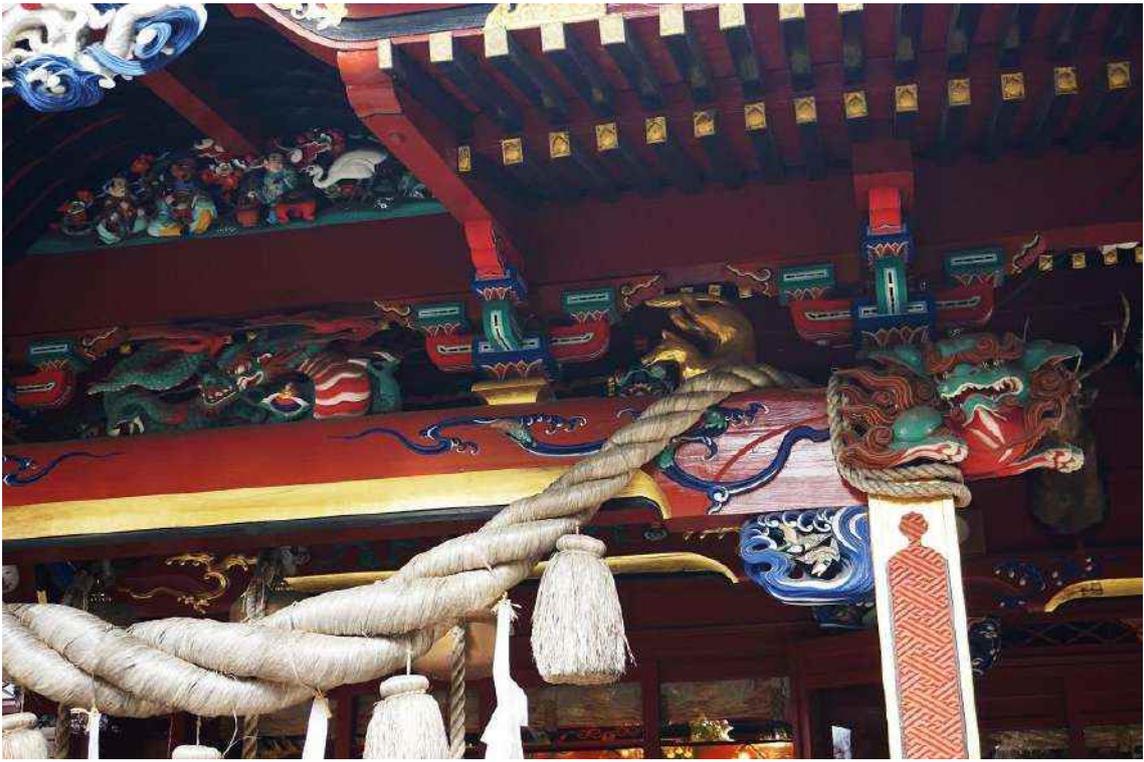
本殿 全景（北東から）



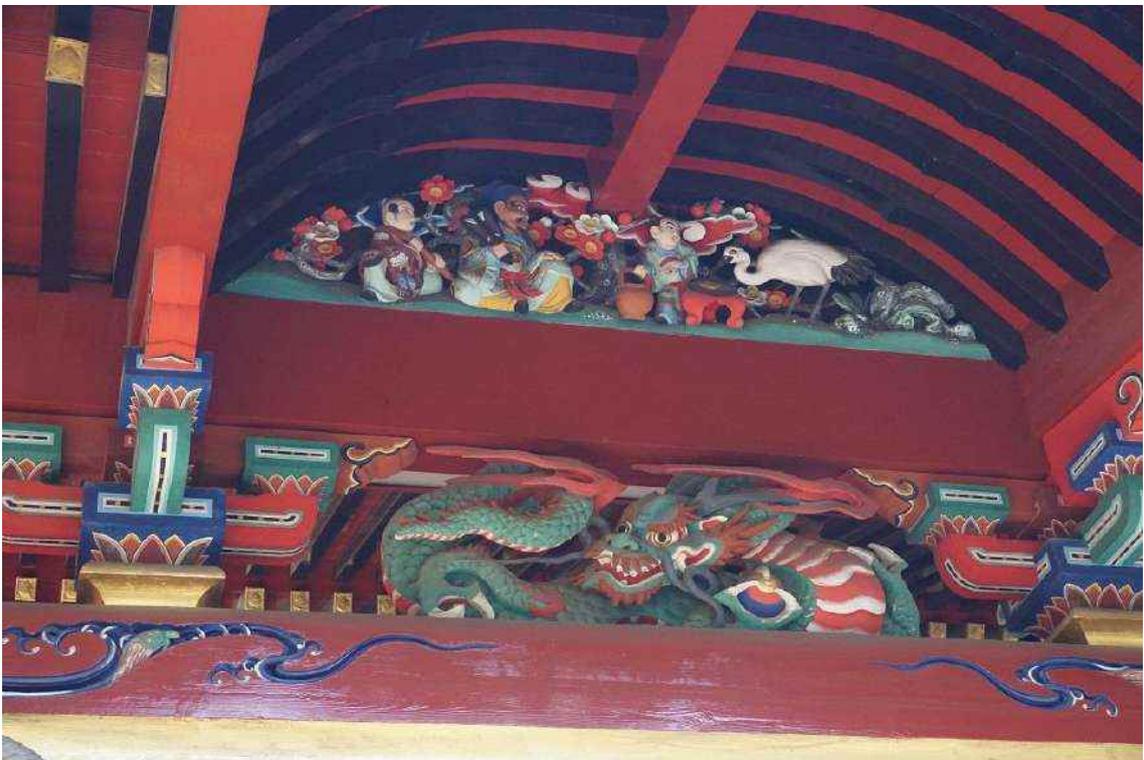
拝殿 正面（南から）



拝殿 側面（南西から）



拝殿 向拝の装飾



拝殿 向拝彫刻（林和靖・龍）



拝殿 向拝側面



拝殿内部 欄間彫刻



拝殿内部 手前1間



拝殿内部 奥2間



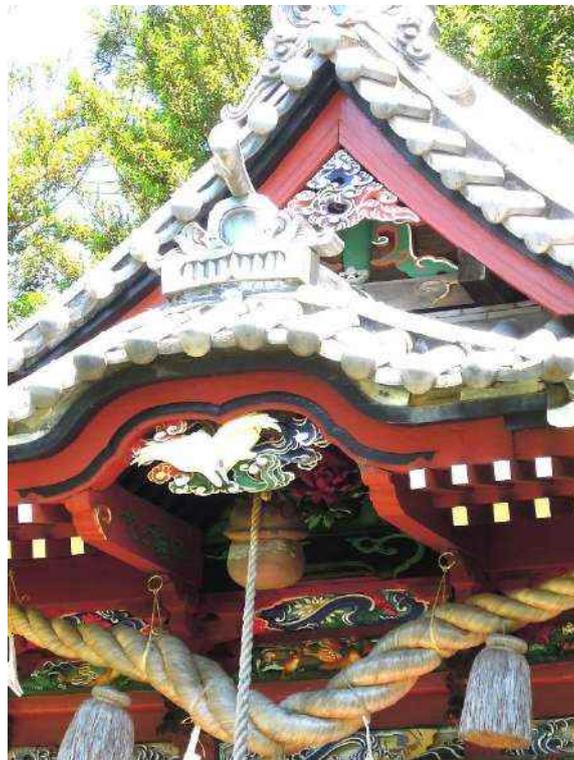
拜殿内部 天井絵



聖天宮 正面（西から）



聖天宮 木鼻・組物・彫刻板支輪



聖天宮 唐破風裝飾



聖天宮 正面裝飾



聖天宮内部



聖天宮内部 彫刻・彩色



聖天宮内部 天井彫刻・天井絵（南から）



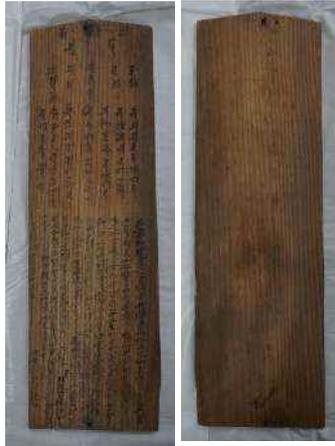
聖天宮 脇障子彫刻 (左：北側表、右：南側表)



聖天宮 脇障子彫刻 (左：北側裏、右：南側裏)



棟札 1 享保 7 年 (1722)



棟札 2 享保 7 年 (1722)



棟札 3 享保 8 年 (1723)



棟札 4 寛曆 4 年 (1754?)



棟札 5 寛政 11 年 (1799)



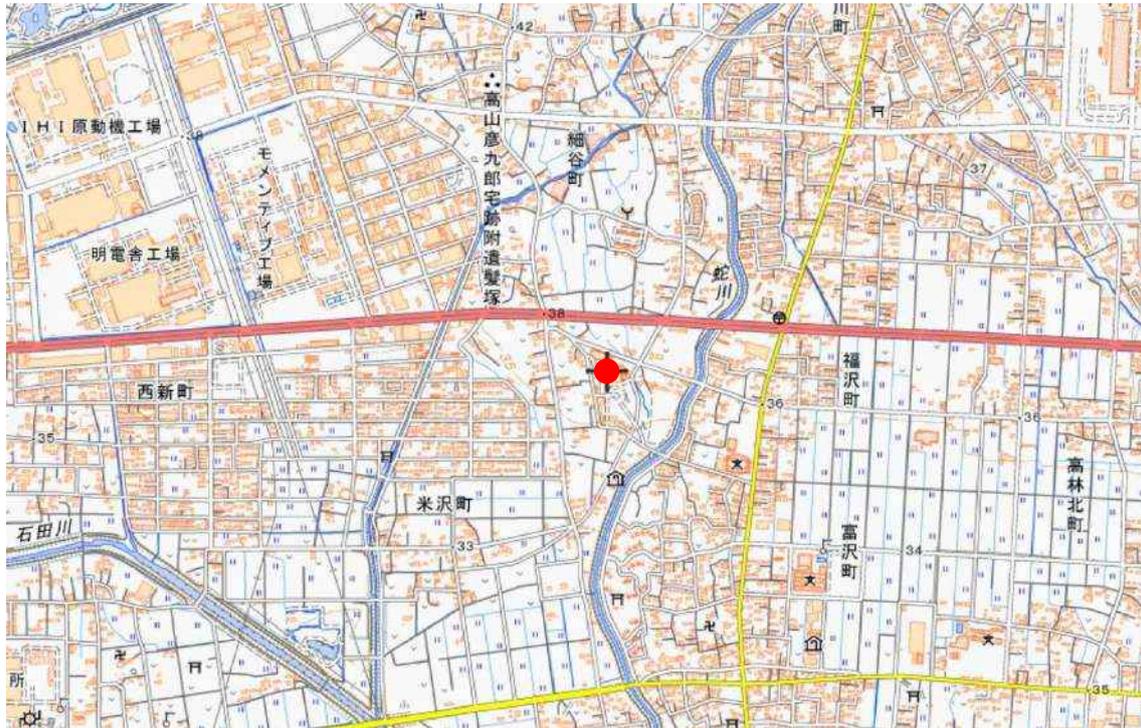
棟札 6 寛政 11 年 (1799)



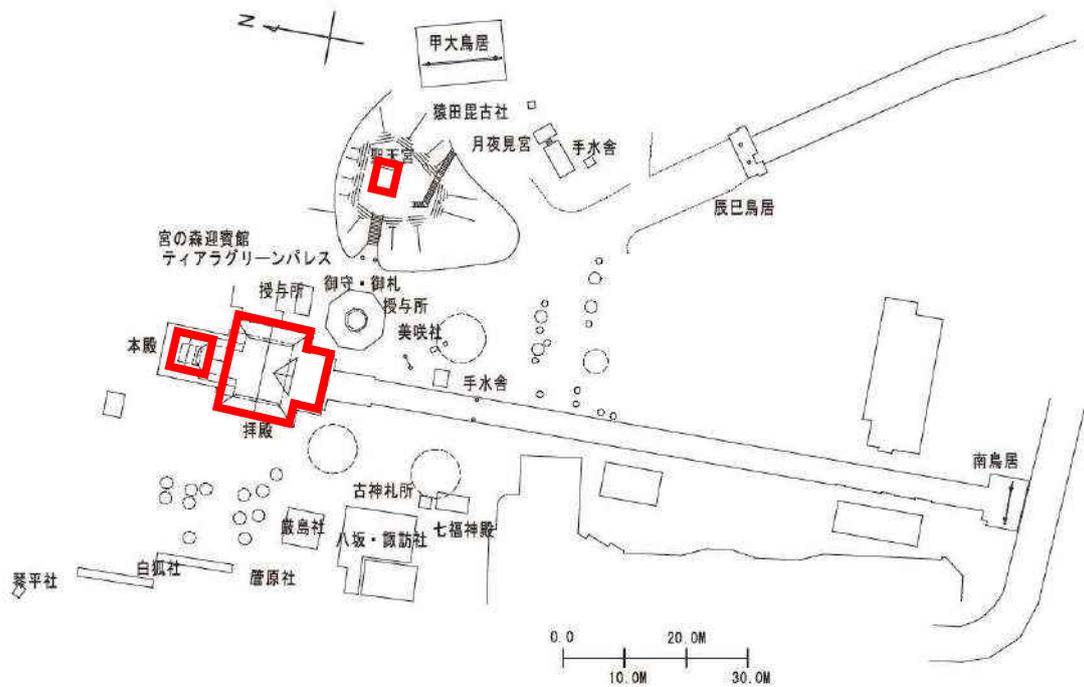
棟札 7 安政 4 年 (1857)



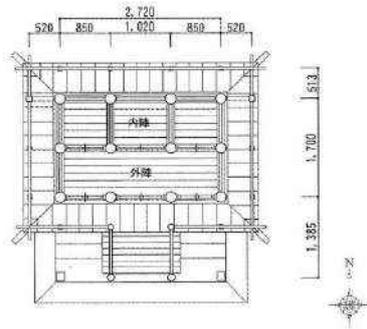
棟札 8 安政 4 年 (1857)



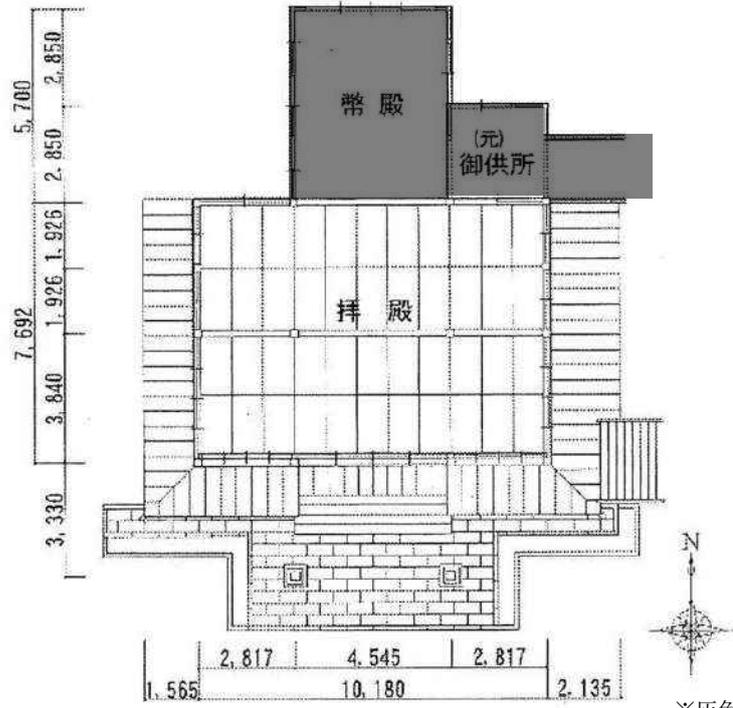
冠稲荷神社 位置図



冠稲荷神社 境内図

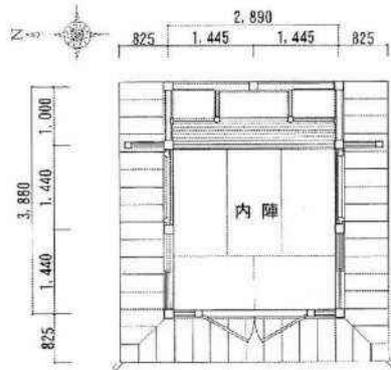


冠稲荷神社 本殿 平面図



※灰色部分は指定対象外

冠稲荷神社 拝殿 平面図



冠稲荷神社 聖天宮 平面図

名称及び員数	牛田廃寺跡（うしたはいじあと） 1件
所在場所	藤岡市牛田字下モ田2011
所有者	個人所有
<p>1)由来及び沿革 牛田廃寺跡が所在する藤岡市牛田・川除地区は、藤岡市北東部と埼玉県との県境を流れる神流川左岸藤岡低地に位置し、標高は約97mを測る（図1、2）。 牛田廃寺跡は、藤岡市内で具体的な内容が把握された初めての古代寺院跡であることから、1,603㎡が現状保存され、令和2年10月20日に藤岡市史跡に指定されている。</p> <p>2)内容 牛田廃寺跡は、8世紀第2四半期に創建され、9世紀後半に廃絶された古代寺院跡である。 この寺院跡からは、古墳時代が終焉し、奈良時代以降、仏教文化が地域に定着していく過渡期の社会の一端を知ることができ、群馬県の歴史を理解する上で貴重である。</p> <p>個別の遺構については以下の通りである。</p> <p>1号建物跡 【年代】8世紀第2四半期に創建、9世紀後半に廃絶。 【規模】基壇の規模は、東西10.6m、南北9.3m。 【構造】掘り込み地業と版築（図5）を施工し、基壇外装をもつ。 基壇外装南面から、瓦積基壇（図6）が長さ3m程検出、残存高は0.2m。 基壇外装の外側には、瓦が集中して出土した（図7）。 雨落溝が北・東・南面で検出されたことから屋根形態は寄棟か入母屋造りと推定。 【遺物】創建時の軒丸瓦（図8）は、山王廃寺の系統であり、上野国分寺瓦と同范・同系統のもの。補修に用いられた瓦も上野国分寺と共通するものが多い。 【性格】上記のことから、寺院の金堂であったと考えられる。</p> <p>1号整地土 【年代】1号建物跡より新しい時期に築造、9世紀後半まで継続と推定。 【規模】南北14m、東西は19m以上の範囲で長方形の整地土を検出。1号建物跡北で検出。 【構造】整地土の厚さは最大40cm。整地には1号建物跡と同様の黄色粘土を使用。 【遺物】1号建物跡の瓦を包含。 【性格】1号建物跡に関連する建物跡である可能性が高い。</p> <p>2号整地土 【年代】1号建物跡より新しい時期に築造、9世紀後半まで継続と推定。 【規模】東西約9mの範囲をトレンチ内で検出。1号建物跡の西で検出。 【構造】整地土の厚さは最大40cmであり、1号整地土と似た土層。 【遺物】1号建物跡同様、整地土端部で瓦が集中出土。 【性格】1号建物跡に関連する建物跡である可能性が高い。</p> <p>牛田廃寺跡は次のような特徴をもつといえる。 【年代】1号建物跡から出土した瓦（県内で最も古い山王廃寺の流れをくむ瓦）の年代から、牛田廃寺は8世紀第2四半期に創建された寺院と考えられる。この時期の県内では古い段階の寺院位置づけられる。 【性格】周辺には、7世紀から激増する一般集落や牛田古墳群があることから、こうした前代からの開発が基盤となり、在地氏族によって牛田廃寺が創建されたと考え</p>	

られる。なお、伽藍は不明であり、仏教の地域社会への浸透を意図した計画的な集落寺院の可能性も考えられる。

【歴史的意義】8世紀前半は、7世紀まで続いた伝統的な古墳時代社会が、新たな思想である仏教の価値観によって地域社会を作り始めようとした時期である。この新旧の価値が錯綜する中で、群馬県の地域社会がどのように仏教を受け入れようとしたかを物語る一端が、牛田廃寺によって明らかにされたといえる。

3)種類と数量

寺社跡 1件

4)指定理由

牛田廃寺跡は、8世紀第2四半期に創建され、9世紀後半まで営まれた古代寺院跡である。発掘調査で検出された1棟の瓦葺建物跡と2ヵ所の整地土は、寺院を構成する遺構と考えられる。

奈良時代から平安時代前期の地域社会に仏教が定着する過程を示す、群馬県の歴史を理解する上で欠くことができない遺跡である。

[指定基準]

群馬県指定史跡名勝天然記念物の指定基準の1(3)に該当する。

第6 群馬県指定史跡名勝天然記念物の指定基準

1 史跡

(3) 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

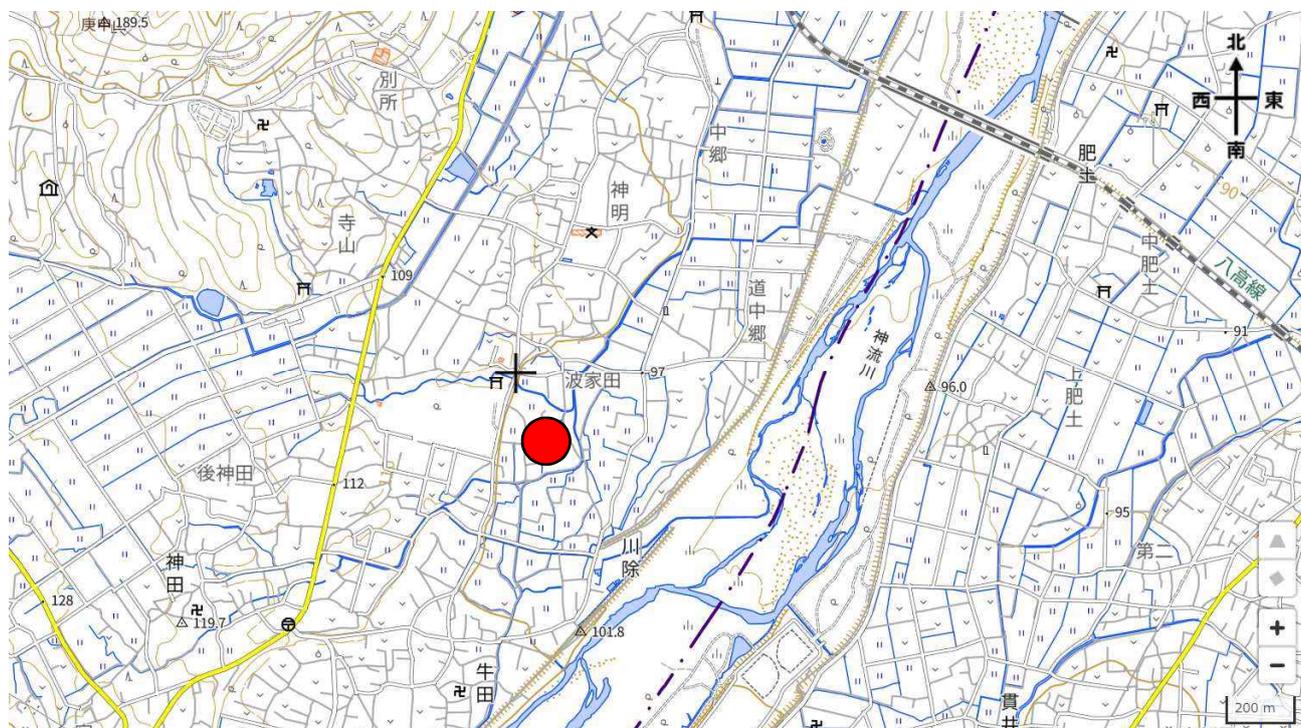


図1 牛田廃寺跡位置図(国土地理院地図をもとに作成)



図2 遺跡全景（北西から）

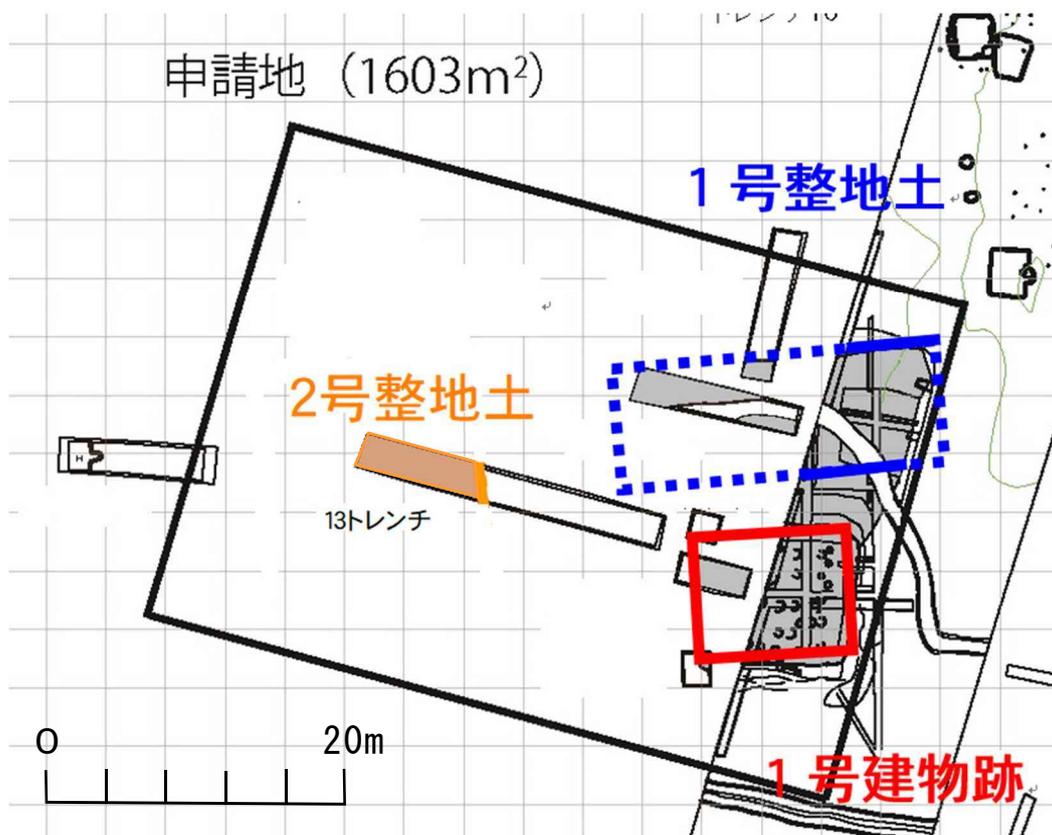


図3 牛田廃寺跡全体図

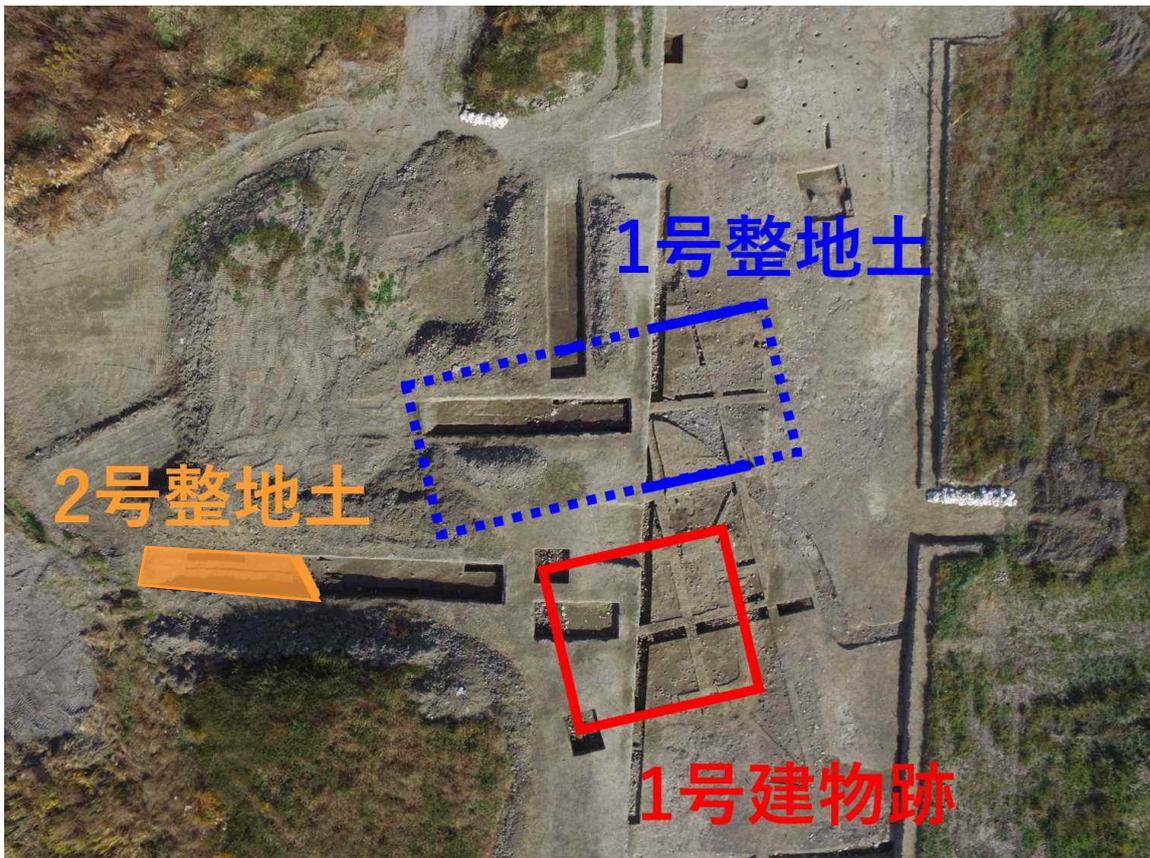


图4 牛田廃寺跡全体図（空撮）



图5 掘り込み地業、版築（南東から）



図6 1号建物跡基壇検出状況（南から）



図7 1号建物跡 南側瓦検出状況（南から）

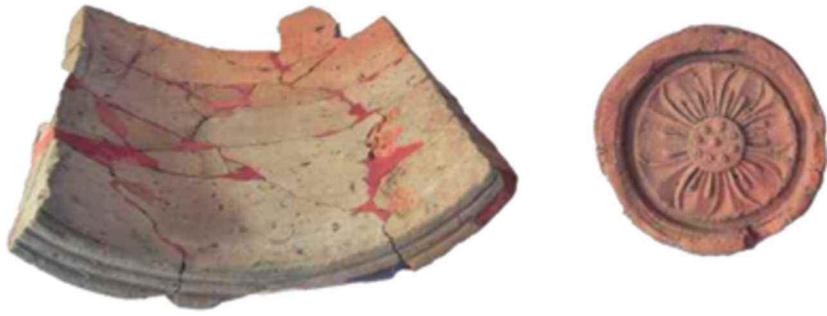


図8 1号建物跡 創建瓦のセット



図9 1号建物跡 屋根景観の復元イメージ



図 10 牛田廃寺跡の復元イメージ

№.	1
名称	吉井郷土資料館
所在場所	高崎市吉井町 285-2
所有者	高崎市
登録基準	(1) 群馬県の歴史的景観に寄与しているもの

構造及び形式

鉄筋コンクリート造2階建、寄棟造、アスファルトシングル葺、
正面 16.0m 側面 10.0m、建築面積 161.75 m²

建築年代等

昭和47年(1972)竣工

建築年代の根拠資料

建設関連書類、広報よしい119号 [昭和47年(1972)7月10日]

改修年代等

これまで大きな改修・修繕は行われていない。竣工時写真と現況の比較により、時期は不明であるが、正面(東面)2階窓部の縦ルーバーが取り外されていることが分かる。

設計者・施工者

設計：サカエ建築設計事務所（前橋市）

施工：神沢建設（高崎市吉井町）

概要

吉井町誌編纂事業の過程で収集された資料を研究・収蔵し、それらの公開・展示によって町民の郷土・歴史への興味を促すことを目的として、旧吉井町によって建設された。平成21年(2009)の合併によって高崎市の施設となったが、現在に至るまで郷土資料館としての役割を果たしている。当初から用途を資料館・博物館として設計・建築された建物としては、県内でも最古級のものである。

正面は東側で中央部を階段・ホールとし、1階奥側(西側)にトイレ、1階南側に事務室・収蔵庫、1階北側(1室)・2階両側(2室)に展示室を配置している。

緩やかな曲線を描く屋根や、資料保全のために配置を最小限とした窓、連子格子を想起させる窓部の縦ルーバー(防犯機能も兼ねる)等、正倉院のような古代建築を彷彿とさせる外観を持つ。また、建物東側に位置する高崎市指定重要文化財「吉井藩陣屋の表門」を開門した際、門扉の正面奥に資料館が見えるように景観がデザインされている。

一方、内装では階段の手摺子や各展示室入口隅のアールなど、モダンな意匠も見られる。県内における資料館の先駆的なデザインを示すものである。



№.	2
名称	旧三原郵便局舎
所在場所	嬭恋村大字三原字赤羽平 743-2
所有者	個人
登録基準	(1) 群馬県の歴史的景観に寄与しているもの

構造及び形式

木造2階建、寄棟造、鉄板葺、建築面積78㎡

建築年代等

明治後期建築 [明治30年(1897)～明治42年(1909)の間か?]

建築年代の根拠資料

固定資産税・土地家屋課税明細書によると、当建物は明治42年(1909)から台帳に記載されており、明治42年(1909)には存在していたことが分かる。また古地図より、明治13年(1880)段階では建てられていないことが判明している。

構造形式をみると、内壁の大壁下地が木摺であること、土壁の木舞の痕跡を確認できなかったこと、和釘の使用が確認できなかったこと等から、明治30年(1897)以降の建築と推定される。

改修年代等

大正14年(1925)頃改修、昭和9年(1934)及び昭和21年(1946)以前に内部改修。昭和40年代に事務所へ改修、昭和50年代に住宅へ改修。昭和34年(1959)以降に鉄板葺きに改修されている(当初については板葺きの可能性があるが詳細不明)。

設計者・施工者

不明

郵便局舎の建築に際して、洋風の建物を勉強させるために長野原町小宿村の棟梁を東京へ派遣したとの伝承が残る。

概要

県内に現存するものとしては最古の単独の郵便局舎である。珍しい和洋折衷の洋風建築として地元住民に親しまれている。当初は2階を郵便局・事務室とし、1階には厩や使用人部屋を配置していた。

郵便馬車用の厩の設置、電話普及にあわせた電話交換室の追加等、地方の郵便局の歴史変遷を現在に伝える建物である。昭和34年(1959)には郵便局としての利用を終えたが、その後も事務所や住宅へと用途を変え、今日まで守り伝えられてきた。

唐草模様を施した軒下の持送、格狭間を施した軒蛇腹等の日本の伝統的意匠の一方、下見板やモールディング、コーニス等の洋風な細部を併せ持つ。小屋組はトラス構造とするが、複雑な仕口は伝統技術で培った大工の技術力の高さを示している。



令和 6 年度 群馬県登録文化財候補

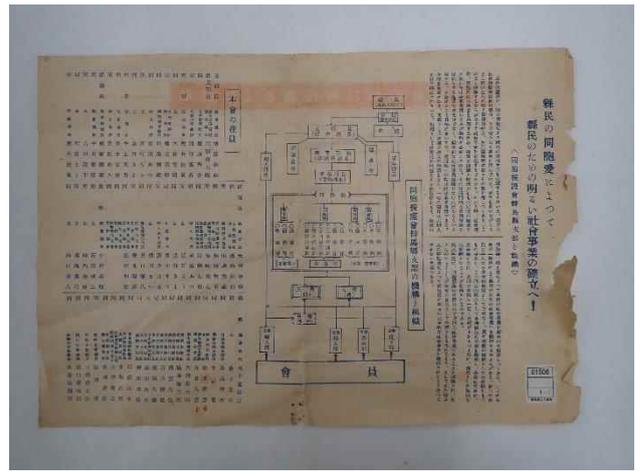
登録種別 有形文化財（歴史資料）

名 称	上毛かるた関係資料		
所在場所	群馬県立歴史博物館	群馬県高崎市綿貫町 9 9 2-1	(153 点)
	群馬県立文書館	群馬県前橋市文京町 3 丁目 2 7-2 6	(201 点)
所有者	群馬県		
登録基準	(1) 群馬県の文化史的意義を有するもの		
1	名称及び員数 上毛かるた関係資料 354 点		
2	内容及び特色（調査成果を踏まえた価値付け） 本資料群は、上毛かるたを発行していた財団法人群馬文化協会及びその理事長を務めた西片恭子氏（上毛かるたの生みの親である浦野匡彦氏の長女）から群馬県に寄贈されたものである。総点数 354 点に及ぶ資料群であり、内 153 点を歴史博物館、201 点を文書館が所蔵し、管理している。 上毛かるたは、昭和 22（1947）年に、浦野匡彦氏を中心とする同胞援護会群馬県支部（後に群馬県同胞援護会、群馬文化協会）の終戦後の生活・就業等の援護事業の中で誕生した。読み札の題材は県民から広く公募し、寄せられた 272 件の読み札の素材は先衡委員が検討し、読み札が決定した。絵札は画家の小見辰男が描き、初版発行部数 12,000 組となる上毛かるたが完成した。翌昭和 23（1948）年には第 1 回上毛かるた競技県大会が開催される。以降、継続して大会運営がなされ、令和 6 年 2 月には第 75 回となる競技県大会が開催されている。 「上毛かるた関係資料」は、大きく分けて①上毛かるたの誕生から発展の過程を表す記録類、②競技大会による上毛かるた普及の経過を表す資料で構成されている。大半は浦野氏に関わった団体に関する資料で、文書・機関紙（新聞）・図書・ポスター・かるた原画・かるた一枚刷り・優勝旗などである。文書類は印刷物であるが、言葉や傍線の書き込まれた文書・機関紙も多く、機関紙には浦野氏の寄稿が多い。 ①上毛かるたの誕生から発展の過程を表す記録類は、その大部分が文書館の所蔵されており、同胞援護会群馬支部や群馬文化協会に関する資料（事業要覧、事業計画書、活動状況報告書、各種事業実施要項、会員募集、評議委員名簿、歳入歳出予算書等）、浦野匡彦が編集・発行した機関誌関係（『母と子』、『たすけあい』）、群馬文化協会が発行した、あるいは蒐集した図書資料により構成されている。 ②競技大会による上毛かるた普及の経過を表す資料の大部分は歴史博物館に所蔵されている。上毛かるた新版原画や上毛かるた 44 点色刷 1 枚板などの、上毛かるたの発行や変遷に関わる資料の他、競技県大会主催についての懇請書、『競技県大会十年の歩み』等大会の来歴に関する記録、優勝校からの手紙・文集類や使用された優勝旗など、県民に普及する要因となった競技県大会に関わる多様な資料が伝存している。 本資料群は、敗戦後の群馬県民が直面していた厳しい状況、それに対する福祉事業の様子、また、その過程で誕生し、県民に親しまれている上毛かるたの歩み等、戦後の群馬の歴史とともに上毛かるたの普及による文化的な発展を知る上で大変貴重である。		

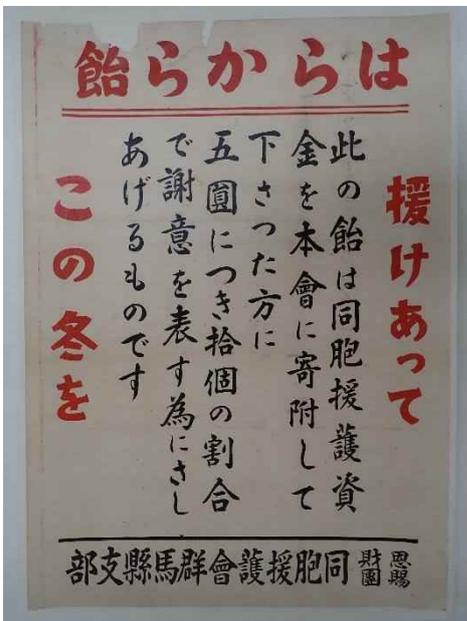
添付書類 1 有形文化財の写真



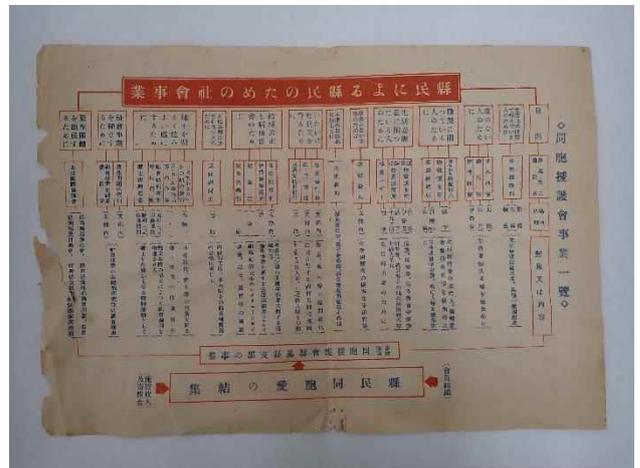
[ポスター] 引揚援護徹底運動



同胞援護会事業一覧



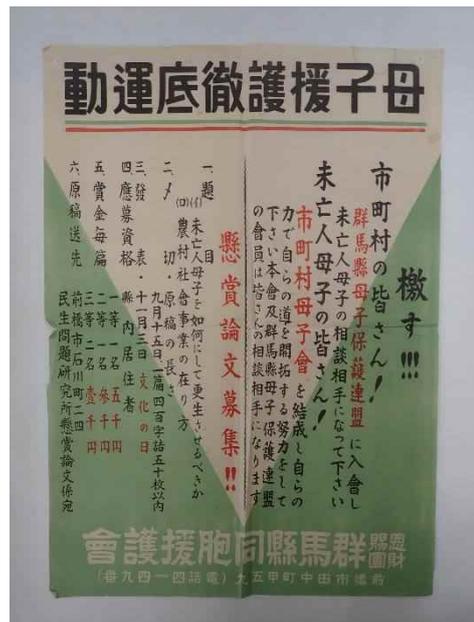
[ポスター] はらから飴 援けあってこの冬を



同胞援護会事業一覧

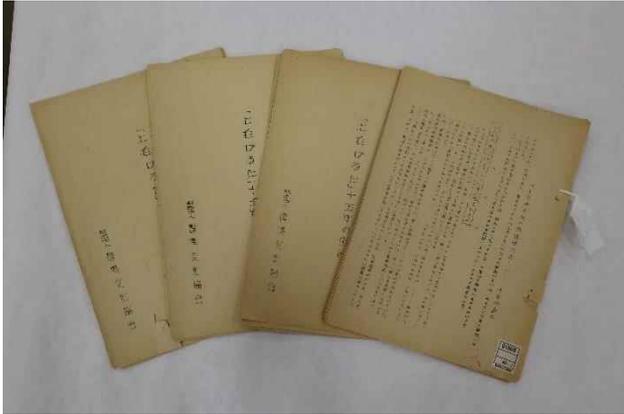


[ポスター] 万国母の日



[ポスター] 母子援護徹底運動

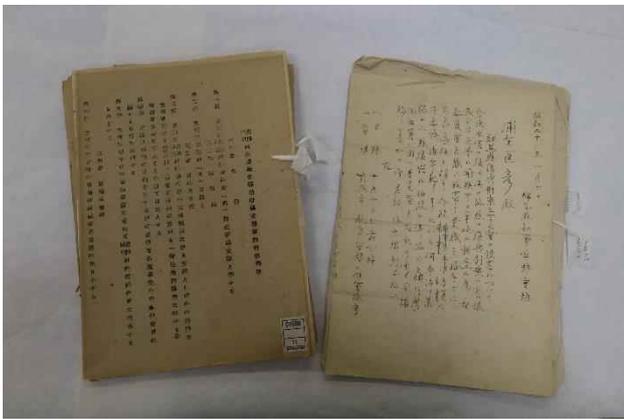
添付書類 1 有形文化財の写真



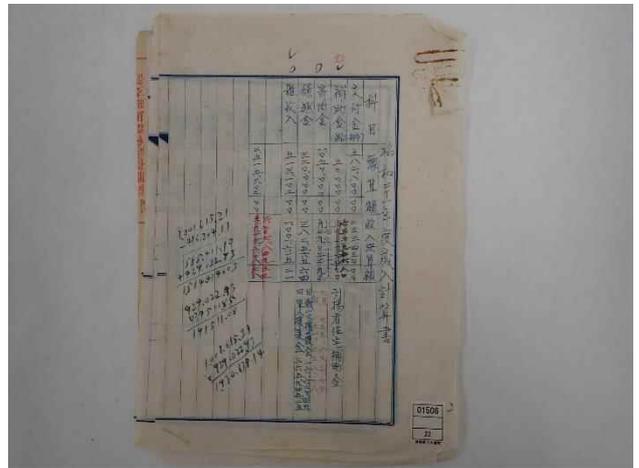
「上毛かるた」県競技大会 十年の歩み



懇請書（「上毛かるた」競技大会を教育委員会にて主催
方懇請の件



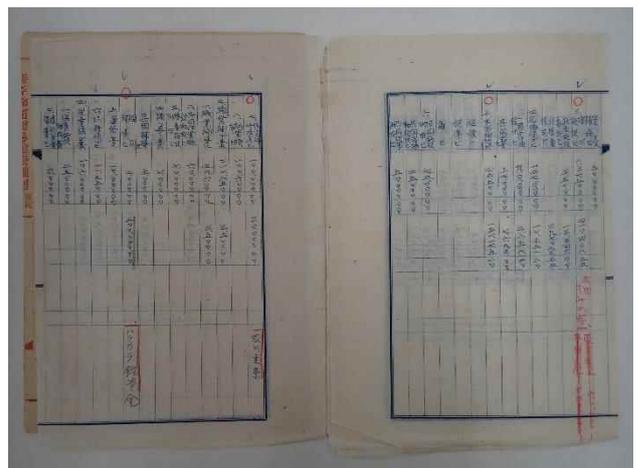
恩賜財団同胞援護会都道府県支部寄附行為準則



財団法人職業補導協会支部理事委嘱



機関誌「母と子」「たすけあい」



財団法人職業補導協会支部理事委嘱

添付書類 1 有形文化財の写真



昭和 43 年、画家の小見辰男が絵札を書き直した際の「新版原画」



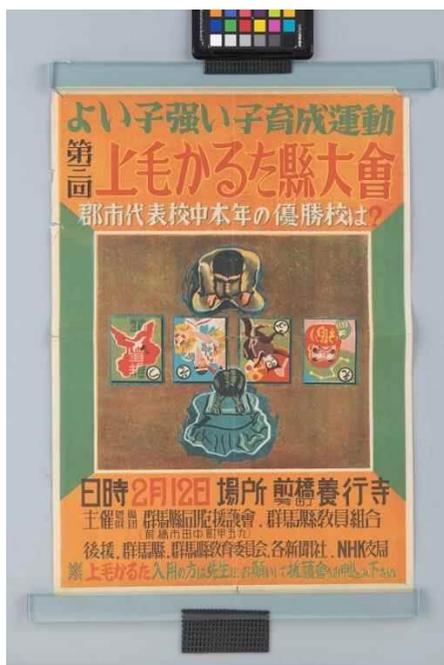
新版原画「つ」



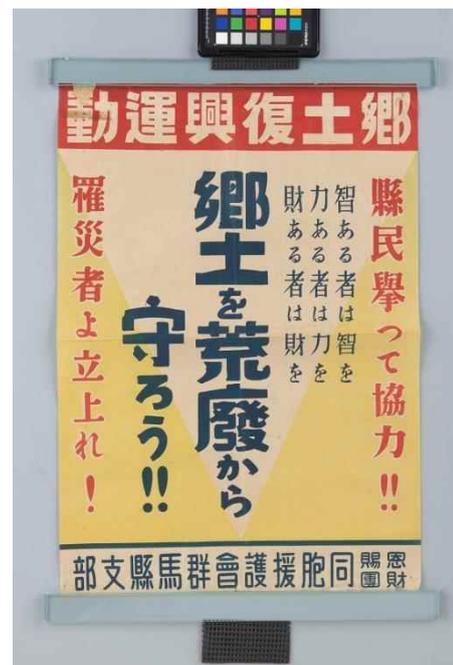
上毛かるた 44 点色刷 1 枚板 (旧版)



新版原画「に」

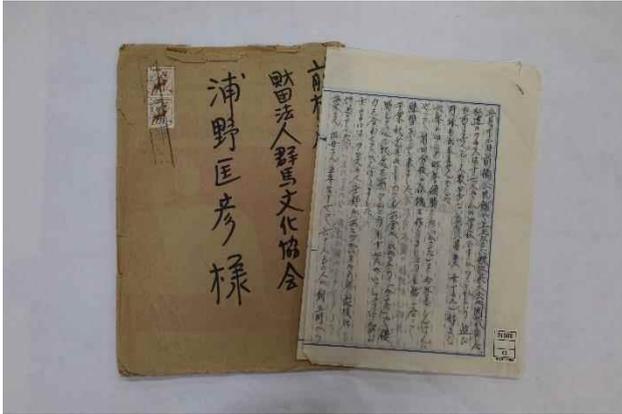


上毛かるた県大会ポスター (昭和 24 年作成版)



同胞援護会ポスター (郷土を荒廢から守ろう)

添付書類 1 有形文化財の写真



優勝した小学校からの手紙



〔スクラップブック〕（柴田浩「上毛かるためぐり」ほか、上毛かるた関係新聞切抜）



かるた県大会使用優勝旗（5回～10回大会使用）



かるた県大会使用優勝旗（11回～34回大会使用）

令和6年度 群馬県登録文化財候補

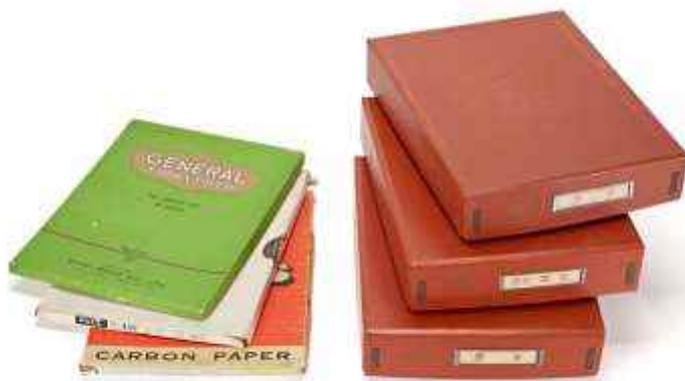
登録種別

有形文化財（歴史資料）

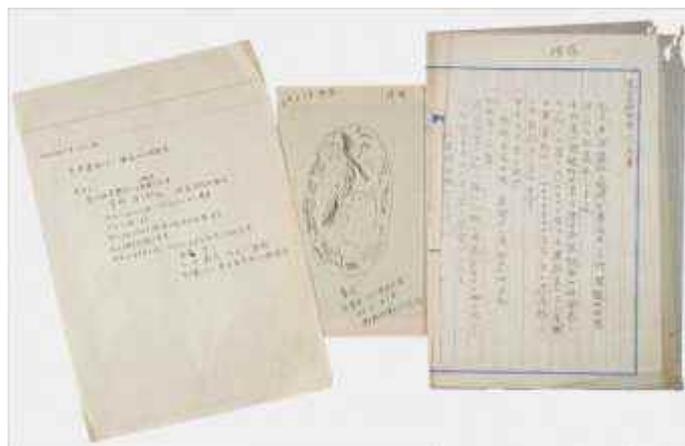
名称	相澤忠洋関係資料
所在場所	岩宿博物館 群馬県みどり市笠懸町阿左美 1790-1
所有者	みどり市
登録基準	(2) 学術的価値を有するもの
<p>1 名称及び員数 相澤忠洋関係資料 5,601点</p> <p>2 内容及び特色（調査成果を踏まえた価値付け） 群馬県赤城山麓を中心に調査・研究活動を行った、岩宿遺跡の発見者として著名な考古学者・相澤忠洋（1926～1989）が、調査の過程で作成、収集した資料群である。本件は、相澤忠洋記念館で保管されてきた資料群が、令和4（2022）年、相澤忠洋記念館館長の相澤千恵子氏よりみどり市に一括寄贈された。</p> <p>相澤忠洋関係資料は、遺跡の発掘などに関する調査資料（G、H）、研究・執筆、講演会、学会や各種の委員会に関する研究資料（I）、遺跡や文化財の調査を中心とした撮影資料（J）、相澤の生涯を物語る個人資料（K）、研究等で参考とした蔵書（L）で構成されている。</p> <p>調査資料（G、H）は、相澤が発掘や踏査で発見した遺物である「相澤忠洋蒐集考古資料」（令和6年3月15日付け国登録有形文化財に答申）を裏付ける歴史資料である。発掘に関する報告書類や図面類や写真などの全体が残されており、研究当初における学術調査の概要がわかる。今後、記録類と遺物の再検討により、遺跡の実態と調査状況の解明が求められる。旧石器時代に限らず、群馬県を代表する遺跡についての記録が多く残されており、記録類の詳細な研究に基づいた考古遺物の再検討に必須の資料と言える。</p> <p>研究資料（I）は、学会や群馬県内での各種委員会活動の関係資料、群馬県内外から依頼された講演関係資料、テレビ等の出演関係、執筆原稿、問い合わせや著書の読書感想・訪問礼状等の書簡類、調査活動で使った地図類、備忘録など、研究に関連した多様な資料で構成される。撮影資料（J）は、相澤が撮影した遺跡の発掘や文化財の調査で撮影した写真のフィルム類が中心であり、具体的な調査状況を示す貴重な記録が多い。蔵書（L）は、相澤の研究活動を下支えした図書類で、書籍と雑誌、抜刷がある。蔵書のうちには、著名な研究者から寄贈された書籍や抜刷が多数含まれており、それらは研究者などと相澤の交友関係を理解できる点で貴重である。</p> <p>個人資料（K）は、記録資料以外の資料であり、相澤氏が実際に調査に使用した道具類の他、遺品類が含まれている。著名な自転車やバイクも含まれている。</p> <p>以上のように、相澤氏は考古学を中心とした自身の研究活動から、日々の生活に至るまで多くの記録を遺している。これらの多用で重厚な資料は、戦後群馬県の考古学の発展過程を検討する上で重要な歴史資料である。相澤忠洋関係資料は、相澤氏の研究や考古遺物を裏付けるための重要な資料であるとともに、その人となりや考古学に対する情熱、交友関係などを知る上で大変貴重な資料群である。</p>	

添付書類 1

【G・H（調査資料）】



書類保存箱

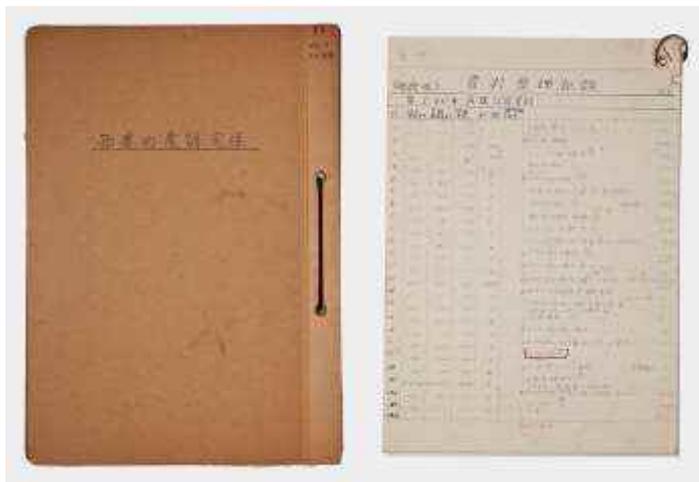


岩宿遺跡で石斧が発見された際のメモ、実測図、報告文



岩宿遺跡見学のしおりの草稿

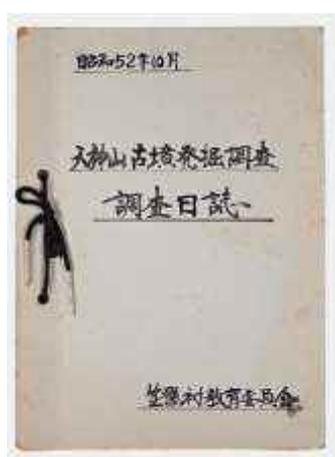
【G・H（調査資料）】



西鹿田（中島）遺跡発掘調査関係書類



堀上遺跡発掘調査関係書類（笠懸村調査）



天神山古墳群発掘調査日誌
（笠懸村調査）



夏井戸遺跡発掘調査関係書類

【I（研究資料）】



『「岩宿」の発見』の原稿と本

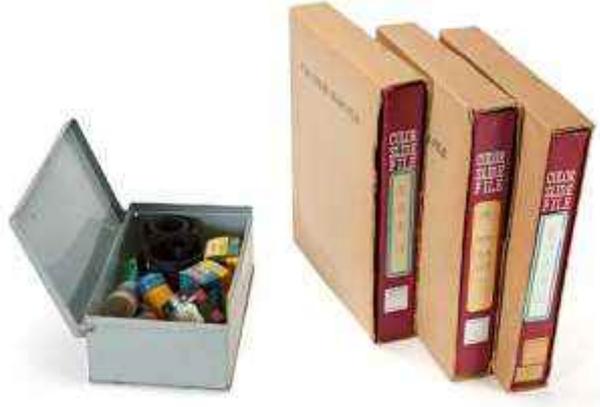


『ほんとうの教育者はと問われて』の原稿と単行本



相澤忠洋が出演したテレビの台本

【J（撮影資料）】



写真保存用の箱とスライドファイル

【K（個人資料）】



愛用した自転車



愛用したバイク

【K（個人資料）】



発掘調査や研究で使った道具



発掘調査で使ったカメラ



群馬県功労賞の表彰状と金杯



吉川英治文化賞の賞状と牌

【L（蔵書類）】



考古学を学んだ書籍